

令和元年度
特許審査の質についての
ユーザー評価調査報告書

令和元年 9 月

特 許 庁

要約

I. はじめに

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。そして、質の高い特許権を設定するには、特許審査において、ユーザー（出願人や権利を行使される第三者等）のニーズや期待を適切に把握した上で、特許審査¹の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。

このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の特許審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」を平成 26 年(2014 年)に公表しました。品質ポリシーでは、6 つの基本原則の 1 つとして「幅広いニーズや期待に応えます」という原則を掲げ、特許庁が、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重することを宣言しております。

審査の質の現状を把握し、審査の質の維持・向上のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。特許庁は、平成 24 年(2012 年)度よりユーザー評価調査を実施し、多くのユーザーの協力の下に得られた貴重なユーザーの声を品質管理施策に反映させてまいりました。

本年度の調査では、判断の均質性についての評価の詳細を調査するため、条文ごとに判断の均質性の評価を尋ねる設問を追加する一方で、回答者の負担を考慮して先行技術文献調査の不満に関する設問の見直しを行いました。

以下、本年度の調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

¹ 本報告書における「特許審査」は、品質ポリシーにおける「特許審査」と同様に、発明の審査（PCT 出願に関する国際調査及び予備審査を含む）及び実用新案技術評価書の作成を意味します。但し、国内出願における特許審査について説明する箇所では、国内出願の発明の審査を意味します。

Ⅱ．調査方法と集計結果の概要

令和元年度の調査では、例年と同様、4 種類の調査票を用いて、前年度（平成 30 年度）の特許審査・国際調査等の質について、ユーザーからの評価を収集しました。調査対象者には、出願数上位の内国出願人、出願数上位の在外出願人、代理件数上位の代理人に加え、任意に抽出した小規模出願人が含まれます。A 票・C 票は出願を特定せず、前年度の特許審査・国際調査等の質全般についてのユーザーの評価を調査するものです。B 票・D 票はランダムに抽出された特定の出願における特許審査・国際調査等の質についてのユーザーの評価を調査するものです。各票の対象者（出願）数、回答率は以下のとおりです。

調査票の種類		対象者 (出願)数	回答率
A 票	国内出願における特許審査の質全般について	686 者	88.0%
B 票	特定の国内出願における特許審査の質について	2270 件	84.4%
C 票	PCT 出願における国際調査等の質全般について	346 者	90.5%
D 票	特定の PCT 出願における国際調査等の質について	622 件	89.1%

(1) 国内出願における特許審査の質全般の評価

国内出願における特許審査の質全般の評価は、93.7%が「普通」以上の評価でした(図1)。個別の評価項目をみると、昨年度調査よりも「普通」以上の評価の割合が増えたのは、「審査を通して付与された特許の権利範囲について」(93.7%)、「第36条第4項第1号、第36条第6項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)の運用」(88.7%)、「外国特許文献の調査」(87.4%)、「判断の均質性」(85.7%)でした。特に「判断の均質性」については、協議や決裁の充実等の取組を継続して実施してきたこともあり、着実な改善が見られました。

他方、「不満」・「比較的不満」の評価の割合が比較的多かった項目は、「判断の均質性(進歩性)」(18.0%)、「非特許文献等の調査」(15.4%)、「判断の均質性(明細書・特許請求の範囲の記載要件)」(14.5%)、「外国特許文献の調査」(12.6%)、「第29条第2項(進歩性)の運用」(11.8%)、「第36条第4項第1号、第36条第6項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)の運用」(11.3%)でした。

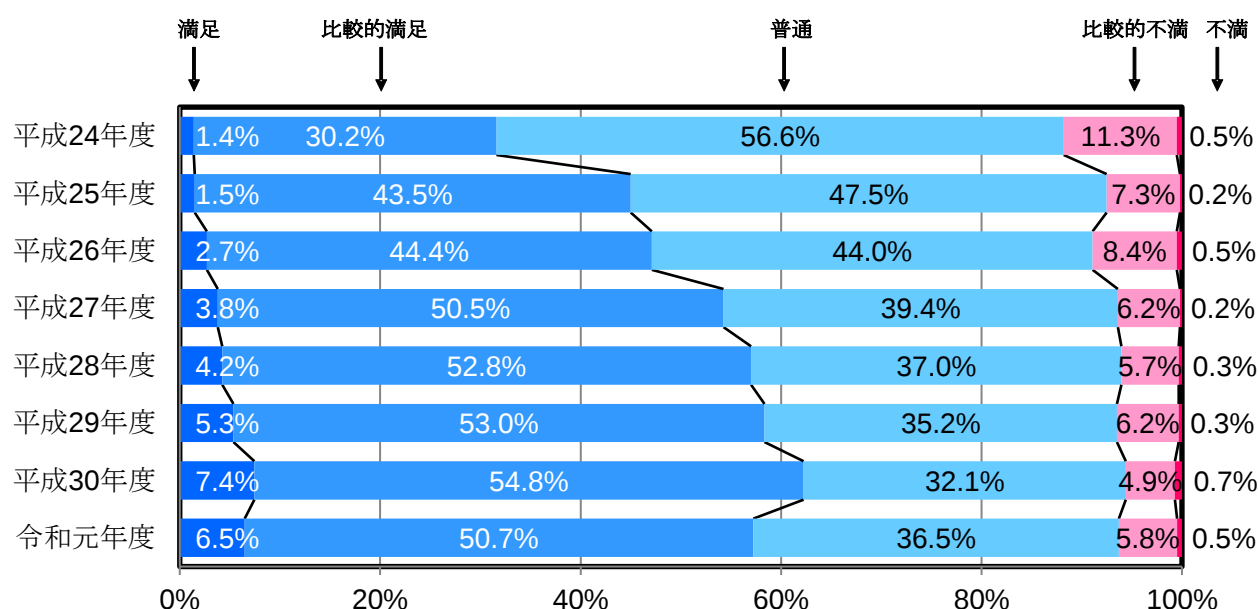


図 1: 国内出願における特許審査の質全般についての評価¹

¹ 本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示します。各年度の調査は「前年度の審査の質についての評価」を問うものなので、「令和元年度調査」は「平成30年度の審査の質についての評価」を調査するものです。

(2)PCT 出願における国際調査等の質全般の評価

PCT 出願における国際調査等の質全般の評価は、97.4%が「普通」以上の評価でした(図 2)。個別の評価項目をみると、「普通」以上の評価の割合が多かった項目は、「除外対象に関する判断」(100.0%)、「国際特許分類の精度」(99.7%)、「単一性違反に関する判断」(98.2%)、「国内特許文献の調査」(98.1%)でした。

他方、「不満」・「比較的不満」の評価の割合が比較的多かった項目は、「外国特許文献等の調査」(18.1%)、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性について」(17.1%)、「非特許文献等の調査」(15.3%)でした。また、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性について」、「新規性・進歩性に関する判断」、「新規性・進歩性に関する見解の記載の分かりやすさ」では、「不満」・「比較的不満」の評価の割合が昨年度調査よりも増加していました。

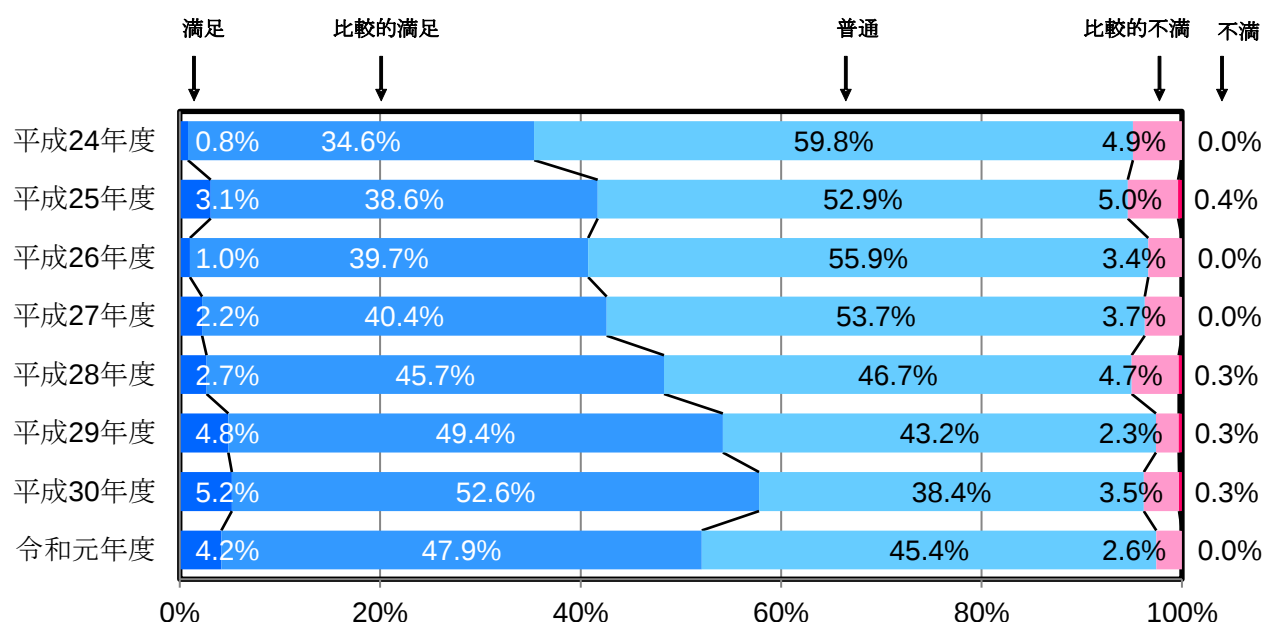


図 2:PCT 出願における国際調査等の質全般についての評価

(3) 特定の国内出願における特許審査の質の評価

ランダム抽出された特定の国内出願における特許審査の質の評価は、90.7%が「普通」以上の評価でした(図3)。

「満足」又は「比較的満足」という評価がされた出願では、満足だった点として「拒絶理由通知／拒絶査定に記載のわかりやすさ」(62.5%)、「新規性・進歩性に関する判断が適切である点」(62.0%)が多くあげられていました。

他方、「不満」又は「比較的不満」という評価がされた出願では、「新規性・進歩性を欠いている理由についての判断」が不満だったという声が多く(66.1%)、特に「組合せの動機付け・組合せの阻害要因」、「一致点・相違点の認定」、「引用文献の認定」に対する不満が多くありました。「不満」又は「比較的不満」という評価がされた理由として次に多かったのは、「記載要件を満たしていないとする理由についての判断」(18.1%)に対する不満でした。

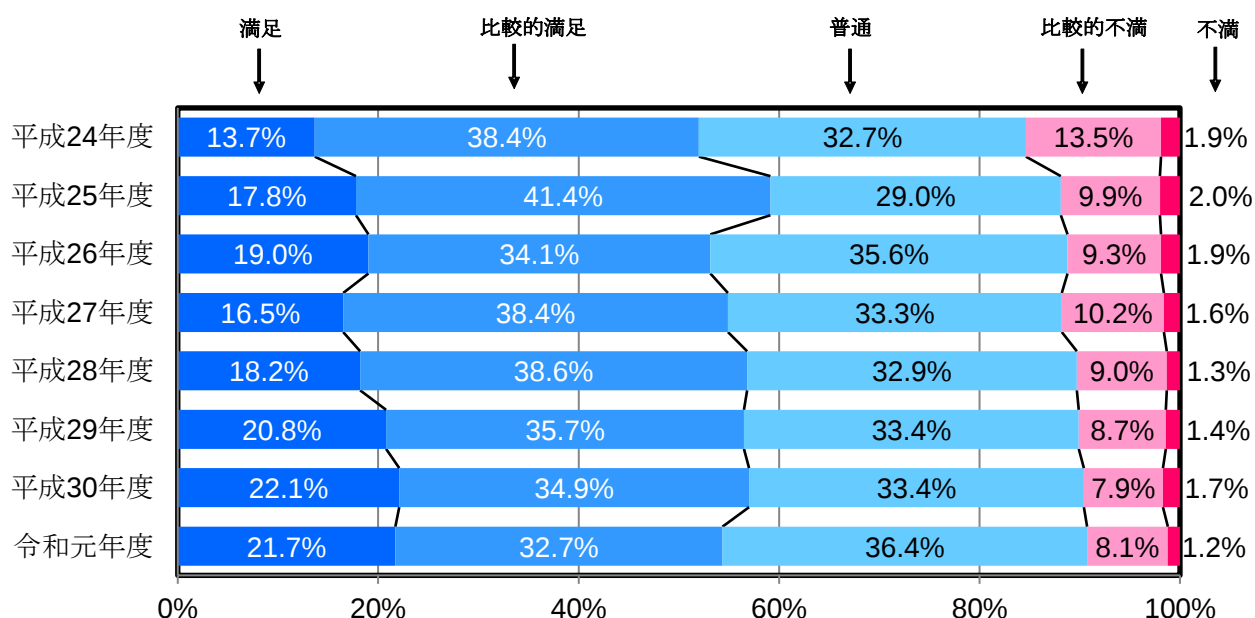


図 3: 特定の国内出願における特許審査の質についての評価

(4) 特定の PCT 出願における国際調査等の質の評価

ランダム抽出された特定の PCT 出願における国際調査等の質の評価は、90.6%が「普通」以上の評価でした(図 4)。

「満足」又は「比較的満足」という評価がされた出願では、満足だった点として「国際調査報告・見解書等の記載のわかりやすさ」(74.9%)、「新規性・進歩性に関する判断が適切である点」(69.2%)が多くあげられていました。

他方、「不満」又は「比較的不満」という評価がされた出願では、「新規性・進歩性を欠いている理由についての判断」が不満だったという声が多く(78.8%)、特に「一致点・相違点の認定」、「引用文献の認定」、「組合せの動機付け・組合せの阻害要因」に対する不満が多くありました。

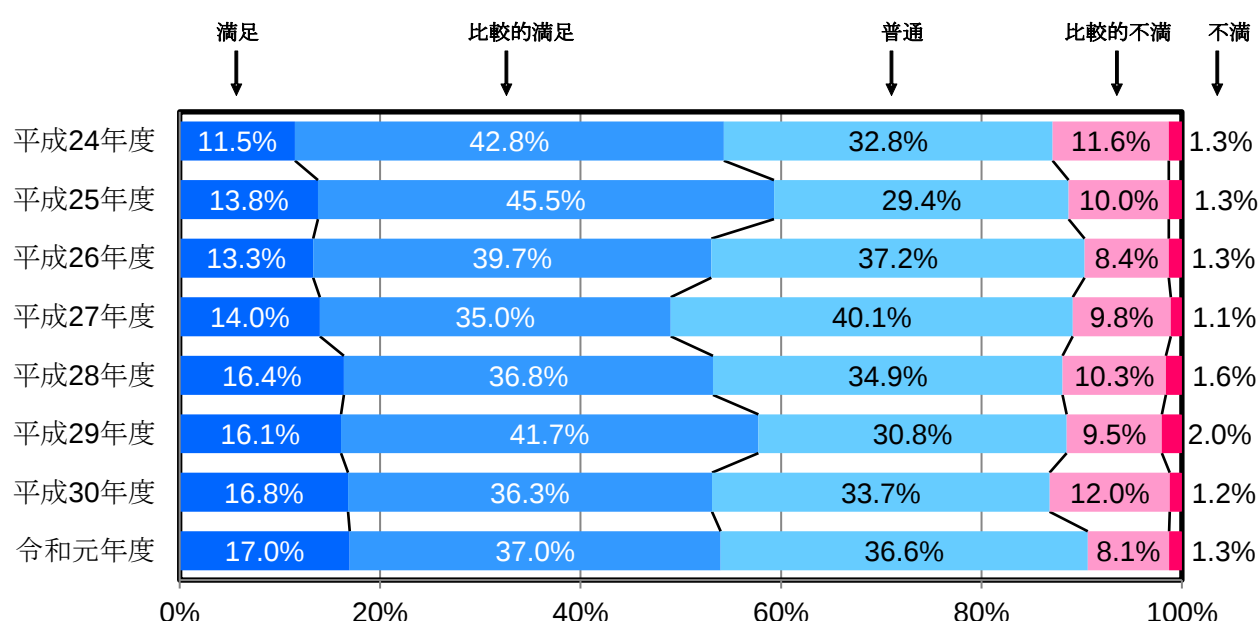


図 4: 特定の PCT 出願における国際調査等の質の評価

III. 回答内容の分析

(1) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(国内出願)

特許出願の質に関する個別の評価項目と、全体評価(審査の質全般の評価)との関係は、相関係数を用いて比較することができます。それぞれの評価項目の相関係数の大きさは、全体評価との関係の強さを示しています。

図5は、国内出願における特許審査の質の個別の評価項目について、評価の平均値をX軸、全体評価との相関係数をY軸に示したものです。個別の評価項目のうち、現在の評価が低く(図中左側)、全体評価との相関係数が大きい(図中上側)項目が、特に改善・向上を図ることが必要な優先項目であると考えられます。今年度の結果からは、「判断の均質性」、「第29条第2項(進歩性)の運用」が優先項目に該当すると判断できます。また、優先項目に近い位置の他の項目の中では、「審査官の技術等に関する専門知識レベル」の評価の平均値が下がっていることも分かりました。

今年度の調査では、進歩性、記載要件それぞれの判断の均質性を問う設問を追加しており、分析の結果、進歩性の判断の均質性の方が、全体評価との相関係数が大きいと分かりました。

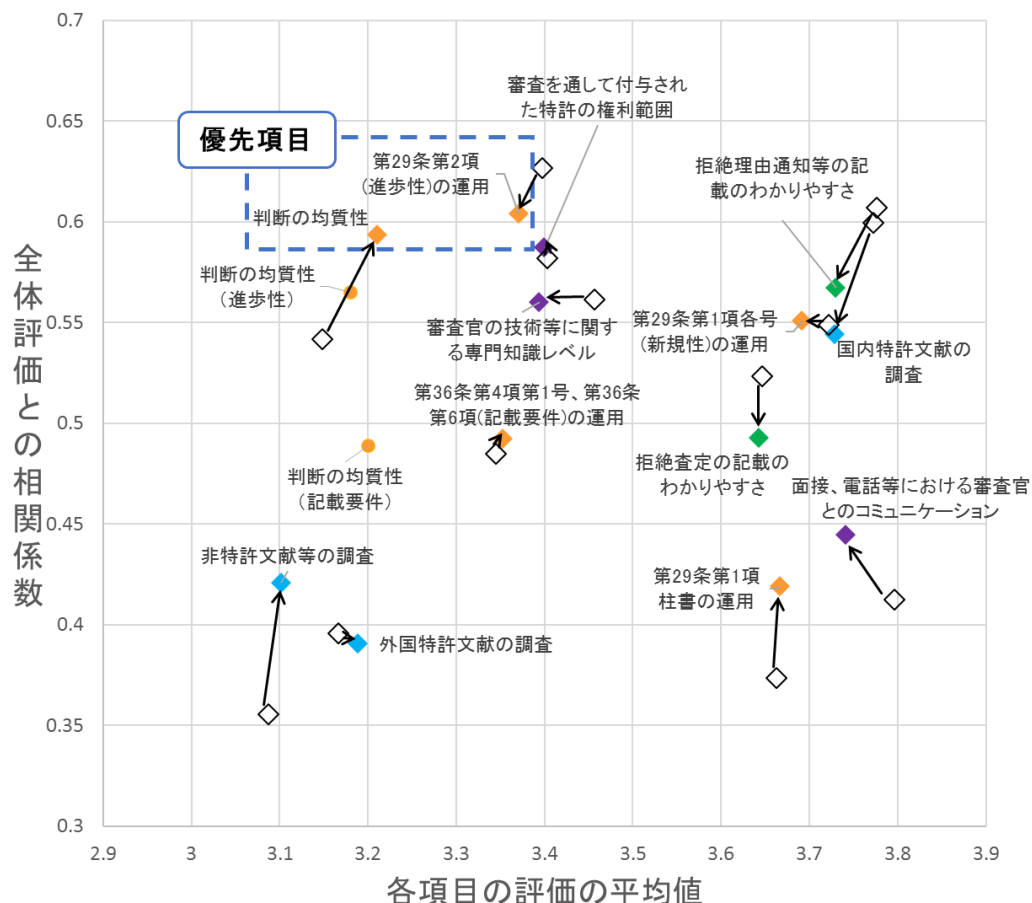


図 5: 個別の評価項目の評価の平均値と、全体評価との相関係数(国内出願)¹

¹ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目をオレンジ色、通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示す。白色のマーカーは昨年度の調査結果を示し、矢印は昨年度からの変化を示す。

(2) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(PCT 出願)

図 6 は、PCT 出願における国際調査等の質の個別の評価項目について、評価の平均値を X 軸、全体評価との相関係数を Y 軸に示したものです。図 5 と同様に、現在の評価が低く(図中左側)、全体評価との相関係数が大きい(図中上側)項目ほど、特に改善・向上を図ることが必要な優先項目であると考えられます。今年度の結果からは、「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」が優先項目に該当すると判断できます。

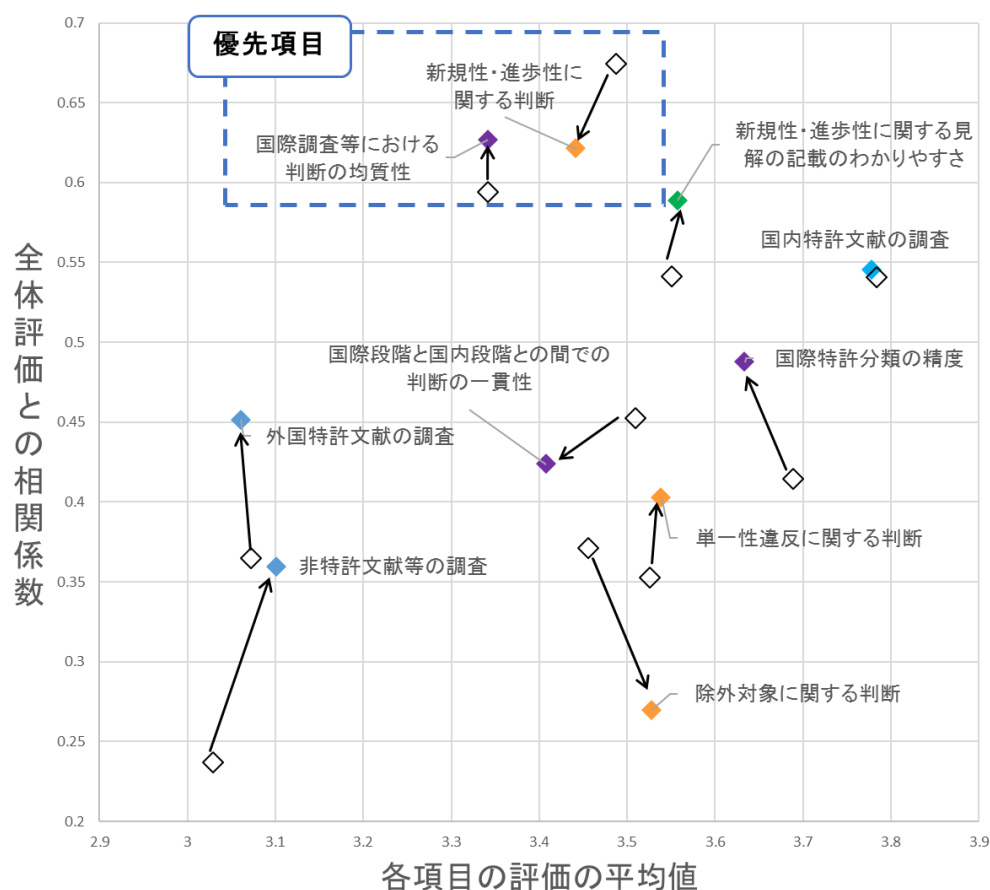


図 6: 個別の評価項目の評価の平均値と、全体評価との相関係数(PCT 出願)¹

¹ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目をオレンジ色、通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示す。白色のマーカーは昨年度の調査結果を示し、矢印は昨年度からの変化を示す。

IV. 調査結果のまとめ

国内出願における特許審査の質全般の評価については、93.7%が「普通」以上の評価で、昨年度までと大きく変わらない数字でした(図 1)。また、ランダム抽出された特定の国内出願の特許審査の質についての評価をみても、90.7%が「普通」以上の評価で昨年度までと大きく変わらない数字でした(図 3)。

国内出願における特許審査の質全般の評価の相関分析の結果からは、「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」が優先項目に該当すると判断することができました(図 5)。また、進歩性の判断の均質性の方が、記載要件の判断の均質性よりも全体評価との相関係数が大きいことが分かりました。

PCT 出願における国際調査等の質全般の評価については、97.4%が「普通」以上の評価で、昨年度までと大きく変わらない数字でした(図 2)。また、ランダム抽出された特定の PCT 出願の国際調査等の質についての評価をみても、90.6%が「普通」以上の評価で昨年度までと大きく変わらない数字でした(図 4)。

PCT 出願における国際調査等の質全般の評価の相関分析からは、「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」が、特に改善に向けて取り組んでいく必要がある項目と分かりました(図 6)。

今後は、これまでの審査の質向上のための取組を着実に実施するとともに、特許庁で実施している他の分析結果も踏まえて、今回抽出された「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」等の課題の改善にも取り組んでいく必要があります。

本調査結果は、多くのユーザーの協力の下に得られた貴重な情報であることから、特許庁は、本調査結果に基づいて、審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいります。

目次

要約.....	i
1. 調査の概要.....	1
(1) 背景	1
(2) 本調査の目的.....	1
(3) 調査方法	1
(4) 回答率と回答者の業種内訳	5
(5) 調査票の変更点	6
2. 集計結果.....	7
(1) 国内出願における特許審査の質全般の評価	7
(2) PCT 出願における国際調査等の質全般の評価.....	14
(3) 他の国／地域の特許庁と比較した評価	20
(4) 他の国／地域の特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について	22
(5) ランダム抽出された特定の国内出願における特許審査の質の評価	25
(6) ランダム抽出された特定の PCT 出願における国際調査等の質の評価	31
3. 回答内容の分析	33
(1) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(国内出願)	33
(2) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(PCT 出願).....	34
4. 調査結果のまとめ	35
5. 今後のユーザー評価調査について.....	35
謝辞.....	36
(付録) 令和元年度ユーザー評価調査の調査票.....	37

図目次

図 1: 特許審査の質全般の評価	7
図 2: 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさの評価	9
図 3: 拒絶査定に記載のわかりやすさの評価	9
図 4: 第 29 条第 1 項柱書(産業上利用可能な発明か否か)の運用についての評価	10
図 5: 第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用についての評価	10
図 6: 第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価	10
図 7: 第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用についての評価	11
図 8: 特許審査における判断の均質性についての評価	11
図 9: 特許審査における国内特許文献の調査についての評価	11
図 10: 特許審査における外国特許文献の調査についての評価	12
図 11: 特許審査における非特許文献等の調査についての評価	12
図 12: 審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価	12
図 13: 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価	13
図 14: 審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価	13
図 15: 国際調査等の質全般の評価	15
図 16: 国際調査等における国際特許分類の精度についての評価	16
図 17: 国際調査等における除外対象に関する判断についての評価	16
図 18: 国際調査等における単一性違反に関する判断についての評価	16
図 19: 国際調査等における新規性・進歩性に関する判断についての評価	17
図 20: 国際調査等における新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさの評価	17
図 21: 国際調査等における判断の均質性についての評価	17
図 22: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価	18
図 23: 国際調査等における国内特許文献の調査についての評価	18
図 24: 国際調査等における外国特許文献の調査についての評価	18
図 25: 国際調査等における非特許文献等の調査についての評価	19
図 26: 欧州特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)	23
図 27: 米国特許商標庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)	23
図 28: 中国国家知識産権局でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)	23
図 29: 韓国特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)	23
図 30: 欧州特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)	24
図 31: 米国特許商標庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)	24
図 32: 中国国家知識産権局でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)	24
図 33: 韓国特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)	24
図 34: ランダム抽出された特定の国内出願(全出願)における特許審査の質の評価	26
図 35: ランダム抽出された特定の国内出願(特許査定)における特許審査の質の評価	26
図 36: ランダム抽出された特定の国内出願(戻し拒絶査定)における特許審査の質の評価	27
図 37: ランダム抽出された特定の国内出願(意見拒絶査定)における特許審査の質の評価	27
図 38: ランダム抽出された特定の PCT 出願における国際調査等の質の評価	31
図 39: 個別の評価項目の評価の平均値と、全体評価との相関係数(国内出願)	33
図 40: 個別の評価項目の評価の平均値と、全体評価との相関係数(PCT 出願)	34

表目次

表 1:A 票の対象者の選定方法等.....	2
表 2:B 票の対象者・対象出願の選定方法等.....	3
表 3:C 票の対象者の選定方法等	3
表 4:D 票の対象者・対象出願の選定方法等	4
表 5:調査票の回答率.....	5
表 6:A・C 票の回答者の業種内訳.....	5
表 7:国内出願における特許審査の質全般の評価と、個別項目の評価.....	8
表 8:PCT 出願における国際調査等の質全般の評価と、個別項目の評価	14
表 9:日本国特許庁が他の国／地域の特許庁よりも優れていると感じる点	20
表 10:日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他の国／地域の特許庁	21
表 11:他の国／地域の特許庁の方が優れていると感じる点についての自由記入欄の集計	21
表 12:他の国／地域の特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)	22
表 13:他の国／地域の特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)	22
表 14:ランダム抽出された特定の国内出願における特許審査の質の評価(最終処分別)	25
表 15:特定の国内出願の特許審査の質について、肯定的な評価をした理由	28
表 16:特定の国内出願の特許審査の質について、否定的な評価をした理由	29
表 17:新規性・進歩性を欠いている理由に対する不満の内訳.....	29
表 18:記載要件を満たしていないとする理由に対する不満の内訳.....	30
表 19:先行技術文献調査に対する不満の内訳	30
表 20:特定の PCT 出願における国際調査等の質についての評価.....	31
表 21:特定の PCT 出願における国際調査等の質について、肯定的な評価とした理由	31
表 22:特定の PCT 出願における国際調査等の質について、否定的な評価とした理由	32
表 23:国際調査等における新規性・進歩性を欠いている理由に対する不満の内訳.....	32
表 24:先行技術文献調査範囲・先行技術文献調査結果に対する不満の内訳.....	32

1. 調査の概要

(1) 背景

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の特許審査¹の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」(以下、「品質ポリシー」といいます。)を平成 26 年(2014 年)に公表しました。品質ポリシーでは、6 つの基本原則の 1 つとして「幅広いニーズや期待に応えます」という原則を掲げ、特許庁が、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重することを宣言しております。

審査の質の現状を把握し、審査の質の維持・向上のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。特許庁は、平成 24 年(2012 年)度よりユーザー評価調査を実施し、ユーザーの声を品質管理施策に反映させてまいりました。

本報告書では、本年度の調査結果の概要とともに、これまでの調査結果を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

(2) 本調査の目的

本調査は、特許審査・国際調査等の質について、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、特許審査の質の現状を把握するためのデータとして活用するとともに、今後の特許審査・国際調査等の質の改善に役立たせることを目的としています。

すなわち、本調査は、品質マニュアルにおいて説明されるところの「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCA サイクル)」において、特許審査業務の評価(CHECK)として位置づけられます。そして、品質ポリシーに掲げられた「継続的に業務を改善します」という原則も実践すべく、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

(3) 調査方法

本調査では、A 票～D 票の 4 種類の調査票(付録参照)を用いてユーザー評価の収集を行いました。A 票・C 票は出願を特定せず、平成 30 年度の特許審査の質全般についてのユーザーの評価を調査するものです。B 票・D 票はランダム抽出された特定の出願の特許審査の質についてのユーザーの評価を調査するものです。

各調査票は、審査の質に関する複数の評価項目について、5(満足)、4(比較的満足)、3(普

¹ 本報告書における「特許審査」は、品質ポリシーにおける「特許審査」と同様に、発明の審査(PCT出願に関する国際調査及び予備審査を含む)及び実用新案技術評価書の作成を意味します。但し、国内出願における特許審査について説明する箇所では、国内出願の発明の審査を意味します。

通)、2(比較的不満)、1(不満)の5段階の選択形式で回答をするものです。調査は、調査対象となった出願の出願番号等により出願人が特定できる場合を除き、ユーザーが記名での回答と無記名での回答を任意に選択できる形式(任意記名式)で調査を行いました。

調査対象者には、電話・電子メール等により調査への協力を依頼した後、電子メール等により調査票を送付しました。調査票は令和元年5月～6月に各対象者に順次送付され、回答期間は約1か月とし、記入済みの調査票は電子メール又は郵送により返送を依頼しました。在外出願人に対しては、要望に応じて英語の調査票を送付しました。

表1～表4は、各調査票に関する対象者・対象出願の選定方法と、対象者数・対象出願数をまとめたものです。昨年度からの変更点として、より多くの小規模出願人の声を集めるため、小規模出願人に送付するB票の数を100票から200票に増やしました。A票及びC票の対象者には重複があり、この重複を除くと対象者は合わせて738者でした。

表 1:A票の対象者の選定方法等

	対象者の選定方法	対象者数	合計
A票 (平成30年度の 国内出願における 特許審査の質全 般について)	平成29年度に筆頭出願人として50件以上の国内出願を行った <u>内国出願人</u> (個人を除く。)のうち、平成30年度に査定謄本の送達があり、公開されている案件を有している者	562 者	686 者
	平成29年度に筆頭出願人として50件以上の国内出願を行った <u>在外出願人</u> (個人を除く。)のうち、平成30年度に査定謄本の送達があり、公開されている案件を有している者	54 者	
	平成29年度に筆頭出願人として50件未満の国内出願を行った <u>小規模出願人</u> ¹	20 者	
	平成29年度における内国出願の代理件数が上位50者の <u>代理人</u>	50 者	

¹ 資本金が3億円以下又は従業員数が300人以下の企業(製造業に限る。)、過去に特許庁との面談や意見交換等の実績を有する企業から任意に抽出。

表 2:B 票の対象者・対象出願の選定方法等

	対象者・対象出願の選定方法	対象出願数 (対象者数)	合計
B 票 (特定の国内出願 における特許審査 の質について)	平成 29 年度に筆頭出願人として 50 件以上の 国内出願を行った <u>内国出願人</u> (個人を除く。)の 筆頭国内出願のうち、平成 30 年度に査定謄本の 送達があり、公開されている出願から各者 1-5 件 をランダム抽出	1847 件 (562 者)	2270 件
	平成 29 年度の筆頭出願人としての出願数が 上位約 140 者の <u>在外出願人</u> (個人を除く。)の筆 頭国内出願のうち、平成 30 年度に査定謄本の送 達があり、公開されている出願から各者 1-5 件を ランダム抽出	223 件 (138 者)	
	平成 29 年度に筆頭出願人として 50 件未満の 国内出願を行った <u>小規模出願人</u> ¹ の筆頭国内出 願のうち、平成 30 年度に査定謄本の送達があり 公開されている出願から各者 1 件をランダム抽出	200 件 (200 者)	

表 3:C 票の対象者の選定方法等

	対象者の選定方法	対象者数	合計
C 票 (平成 30 年度の PCT 出願における 国際調査等の質 全般について)	平成 30 年度に筆頭出願人として 18 件以上の PCT 出願を行った <u>内国出願人</u> (個人を除く。)のう ち、平成 30 年度に国際調査報告及び国際予備審 査報告の発送があった者。	296 者	346 者
	平成 30 年度に筆頭出願人として 18 件未満の PCT 出願を行った <u>小規模出願人</u> ¹	20 者	
	平成 30 年度における PCT 出願の代理件数が 上位 30 者の <u>代理人</u>	30 者	

¹ 資本金が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下の企業(製造業に限る。)、過去に特許庁との面談や意見交換等の実績を有する企業から任意に抽出。

表 4:D 票の対象者・対象出願の選定方法等

	対象者・対象出願の選定方法	対象出願数 (対象者数)	合計
D 票 (特定の PCT 出願 における国際調査 等の質について)	平成 30 年度に筆頭出願人として 18 件以上の PCT 出願を行った <u>内国出願人</u> (個人を除く)が筆頭出願人となっている PCT 出願のうち、平成 30 年度に国際調査報告又は国際予備審査報告の発送された PCT 出願の中から各者 2 件をランダム抽出	592 件 (296 者)	622 件
	平成 30 年度に筆頭出願人として 18 件未満の PCT 出願を行った <u>小規模出願人</u> ¹ が筆頭出願人となっている PCT 出願のうち、平成 30 年度に国際調査報告又は国際予備審査報告の発送された PCT 出願から各者 1 件をランダム抽出	30 件 (30 者)	

¹ 資本金が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下の企業(製造業に限る。)、過去に特許庁との面談や意見交換等の実績を有する企業から任意に抽出。

(4) 回答率と回答者の業種内訳

表 5 は、A 票～D 票の回答率の経年変化をまとめたものです。各調査票の回答率は前年度までの調査と大きな変化はなく、概ね 90%でした。表 6 は、A 票と C 票それぞれの回答者の業種内訳を示したものです。全体の回答に占める無記名での回答の割合は A 票で 58.8%(昨年度は 54.0%)、C 票で 62.3%(昨年度は 61.7%)でした。A 票及び C 票の回答者の重複を除くと回答者数は合わせて 650 者でした。

表 5: 調査票の回答率

	令和元年度 (回答数/対象数)	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
A 票	88.0% (604/686)	90.0%	90.6%	89.3%	85.5%	86.8%	91.8%	91.4%
B 票	84.4% (1916/2270)	87.3%	89.6%	88.9%	85.1%	87.5%	90.6%	91.7%
C 票	90.5% (313/346)	93.5%	92.3%	91.2%	87.4%	88.7%	90.6%	91.8%
D 票	89.1% (554/622)	90.8%	91.0%	93.4%	89.1%	90.4%	90.1%	93.0%

表 6:A・C 票の回答者の業種内訳

属性(業種) ¹		A 票		C 票	
		回答者数	割合	回答者数	割合
国内出願人	金属	13	2.2%	6	1.9%
	建設	7	1.2%	0	0.0%
	機械	53	8.8%	26	8.3%
	化学	26	4.3%	17	5.4%
	食品・医薬	11	1.8%	7	2.2%
	電気	54	8.9%	26	8.3%
	その他(製造業)	27	4.5%	12	3.8%
	その他(製造業以外)	11	1.8%	8	2.6%
	学校・公的研究機関等	13	2.2%	6	1.9%
代理人		21	3.5%	10	3.2%
在外出願人		13	2.2%	0	0.0%
無記名		355	58.8%	195	62.3%
合計		604	100.0%	313	100.0%

¹ 東証 33 業種、帝国データバンク産業分類表、日本標準産業分類等を参考にして 9 業種(代理人も含めると 10 業種)に分類。

(5) 調査票の変更点

今年度の調査では、主に以下の2点で調査票を変更しました。

① 「均質性」に関する設問の追加

平成 30 年度のユーザー評価調査の結果、判断の均質性について、進歩性と記載要件の不満が多かったことを踏まえ、国内出願における特許審査の質全般を問う調査票(A票)において、「第 29 条第 2 項(進歩性)」の判断の均質性、「第 36 条第 4 項 1 号、第 36 条第 6 項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)」の判断の均質性の評価を問う設問をそれぞれ追加しました。

② 先行技術文献調査範囲に関する不満の内容についての詳細な設問の削除

特定の国内出願における特許審査の質を問う調査票(B 票)及び特定の PCT 出願における国際調査等の質を問う調査票(D 票)において、回答負担を軽減するため、比較的不満の少なかった先行技術文献調査範囲に関する不満の内容についての詳細な設問を削除しました。

2. 集計結果

(1) 国内出願における特許審査の質全般の評価

表 7 は、国内出願における特許審査の質全般の評価と、個別項目の評価について、5 段階の選択形式で 604 者からいただいた各評価の回答数をまとめたものです。図 1～図 14 は、それぞれの評価項目について、評価の割合の経年変化を示したものです。

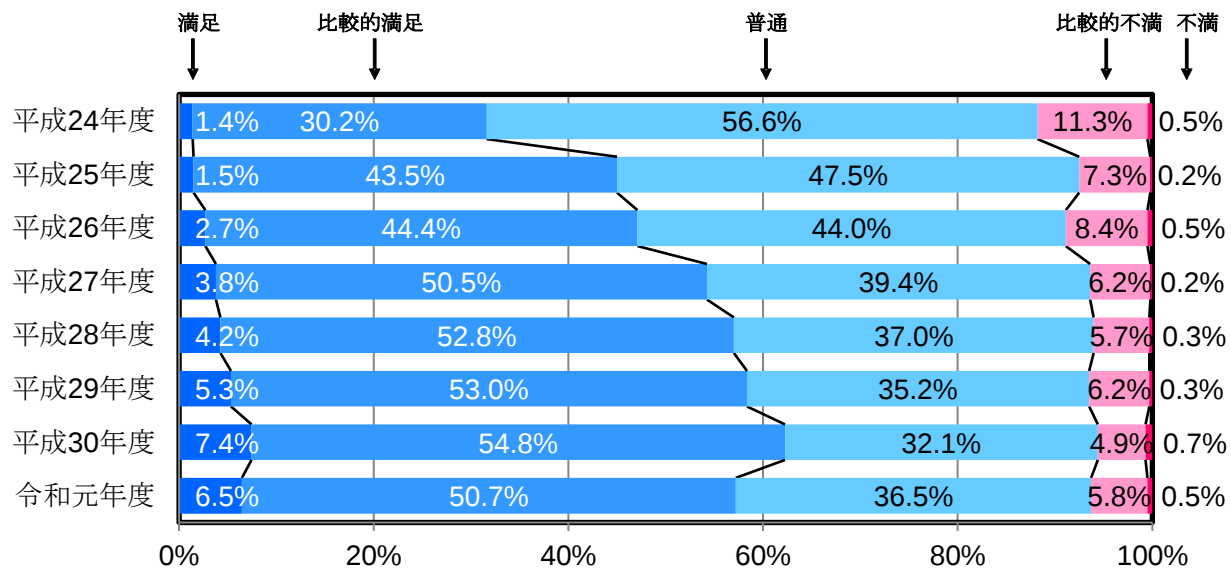


図 1: 特許審査の質全般の評価¹

図1に示すように、国内出願における特許審査の質全般の評価については、平成 25 年度以降の調査では「普通」以上の評価の割合が 9 割を超えており、今年度も 93.7%が「普通」以上の評価でした。

個別の評価項目については、「普通」以上の評価の割合が多かった項目は「第 29 条第 1 項柱書(産業上利用可能な発明)の運用」(98.2%)、「国内特許文献の調査」(97.3%)、「拒絶査定に記載の分かりやすさ」(96.6%)、「第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用」(96.5%)でした。

他方、「不満」・「比較的不満」の評価の割合が比較的多かった項目は、「判断の均質性(進歩性)」(18.0%)、「非特許文献等の調査」(15.4%)、「判断の均質性(明細書・特許請求の範囲の記載要件)」(14.5%)、「外国特許文献の調査」(12.6%)、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」(11.8%)、「第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)の運用」(11.3%)でした。

¹ 本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示しています。各年度の調査は「前年度の審査の質についての評価」を問うものなので、「令和元年度調査」は「平成 30 年度の審査の質についての評価」を調査するものです。

表 7: 国内出願における特許審査の質全般の評価と、個別項目の評価

評価項目		満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない／無回答
特許審査の質全般の評価		39 (6.5%)	306 (50.7%)	220 (36.5%)	35 (5.8%)	3 (0.5%)	1
拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさ		64 (10.6%)	336 (55.9%)	177 (29.5%)	23 (3.8%)	1 (0.2%)	3
拒絶査定の記載のわかりやすさ		50 (8.5%)	302 (51.1%)	219 (37.1%)	18 (3.0%)	2 (0.3%)	13
特許文 献の 利用 に関 して	第 29 条第 1 項柱書 (産業上利用可能な発明)	79 (17.3%)	154 (33.8%)	215 (47.1%)	8 (1.8%)	0 (0.0%)	148
	第 29 条第 1 項各号 (新規性)	84 (14.0%)	271 (45.1%)	225 (37.4%)	19 (3.2%)	2 (0.3%)	3
	第 29 条第 2 項 (進歩性)	42 (7.0%)	219 (36.4%)	269 (44.8%)	62 (10.3%)	9 (1.5%)	3
	第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項 (明細書・特許請求の範囲の記載要件)	38 (6.3%)	216 (36.0%)	278 (46.3%)	56 (9.3%)	12 (2.0%)	4
判断の均質性		22 (3.7%)	177 (29.8%)	310 (52.2%)	74 (12.5%)	11 (1.9%)	10
	第 29 条第 2 項 (進歩性)	29 (4.8%)	174 (29.0%)	288 (48.1%)	94 (15.7%)	14 (2.3%)	5
	第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項 (明細書・特許請求の範囲の記載要件)	28 (4.7%)	170 (28.6%)	311 (52.3%)	69 (11.6%)	17 (2.9%)	9
国内特許文献の調査		87 (14.5%)	284 (47.2%)	215 (35.7%)	13 (2.2%)	3 (0.5%)	2
外国特許文献の調査		23 (4.1%)	140 (25.2%)	322 (58.0%)	59 (10.6%)	11 (2.0%)	49
非特許文献等の調査		23 (4.3%)	109 (20.2%)	324 (60.1%)	66 (12.2%)	17 (3.2%)	65
審査官の技術等に関する専門知識レベル		41 (6.9%)	224 (37.6%)	269 (45.1%)	53 (8.9%)	9 (1.5%)	8
面接、電話等における審査官とのコミュニケーション		86 (18.0%)	203 (42.6%)	170 (35.6%)	18 (3.8%)	0 (0.0%)	127
審査を通して付与された特許の権利範囲について		33 (5.5%)	218 (36.3%)	311 (51.8%)	32 (5.3%)	6 (1.0%)	4

※括弧内は、「わからない／無回答」を除く有効回答数に対する各回答の割合。端数処理のため、必ずしも合計は 100%にはならない。

経年変化をみると、図8に示す「判断の均質性」については、協議や決裁の充実等の取組を継続して実施してきたこともあり、着実な改善傾向にあることが分かりました。また、図7に示す「第36条第4項第1号、第36条第6項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)の運用」、図10に示す「外国特許文献の調査」、図14に示す「審査を通して付与された特許の権利範囲について」でも、昨年度から「普通」以上の評価の割合が増加していることが分かりました。

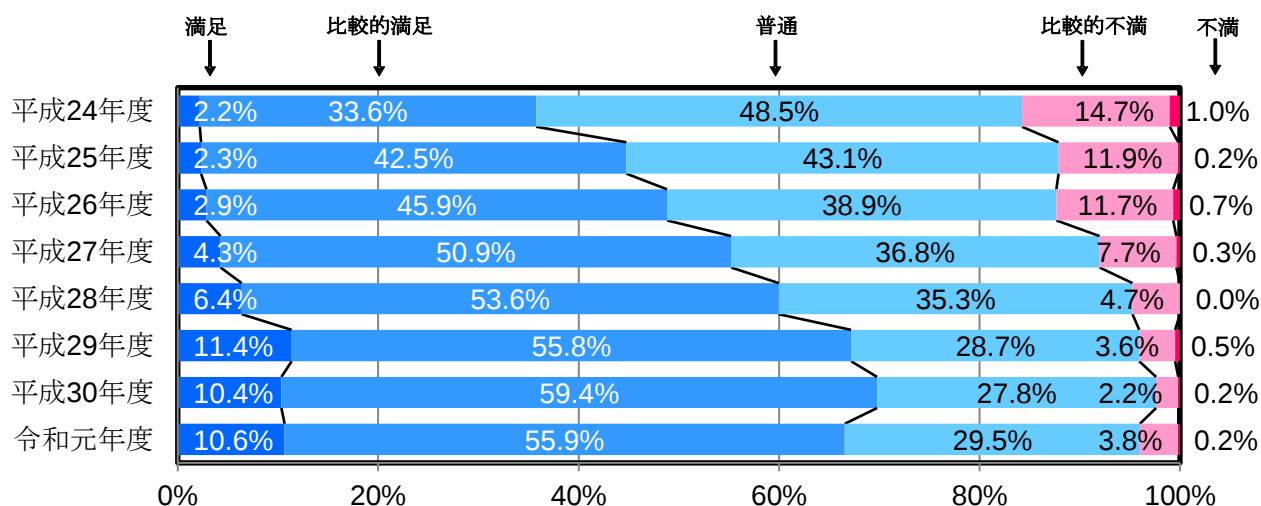


図 2: 拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載のわかりやすさの評価

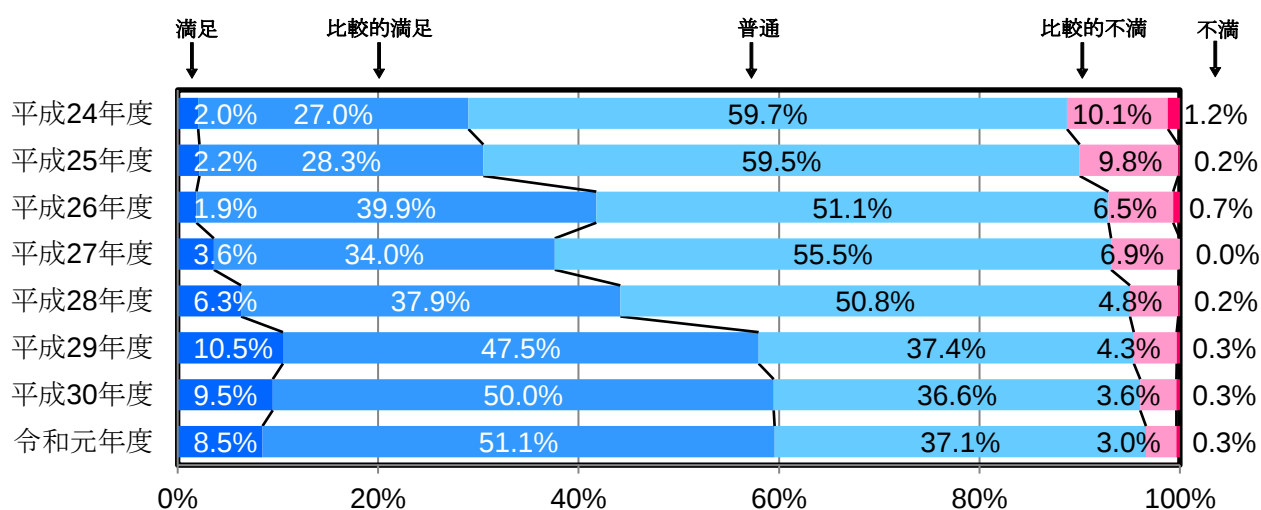


図 3: 拒絶査定の記載のわかりやすさの評価

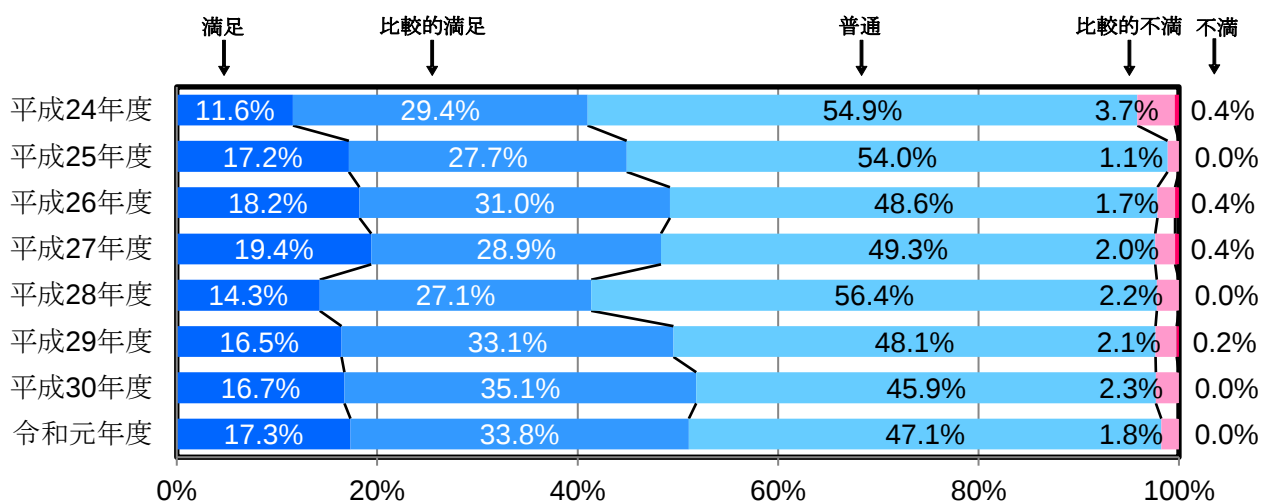


図 4: 第 29 条第 1 項柱書(産業上利用可能な発明か否か)の運用についての評価

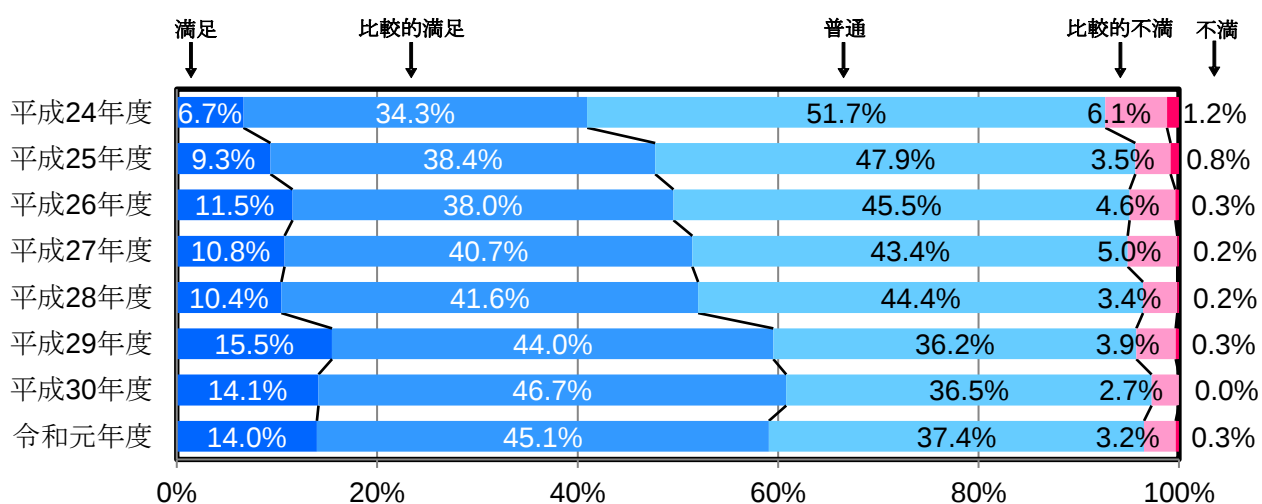


図 5: 第 29 条第 1 項各号(新規性)の運用についての評価

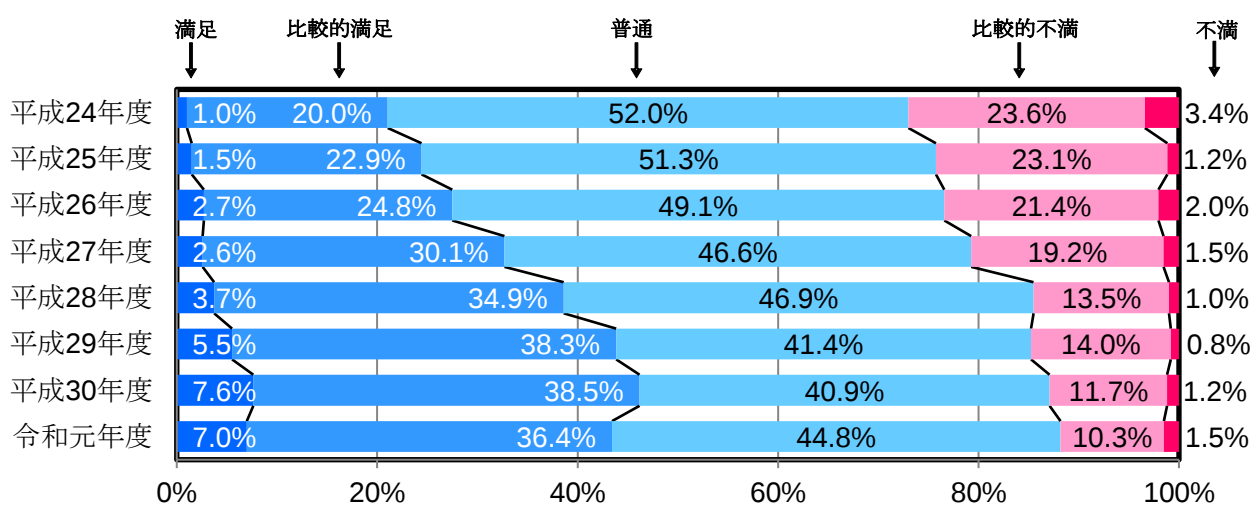


図 6: 第 29 条第 2 項(進歩性)の運用についての評価

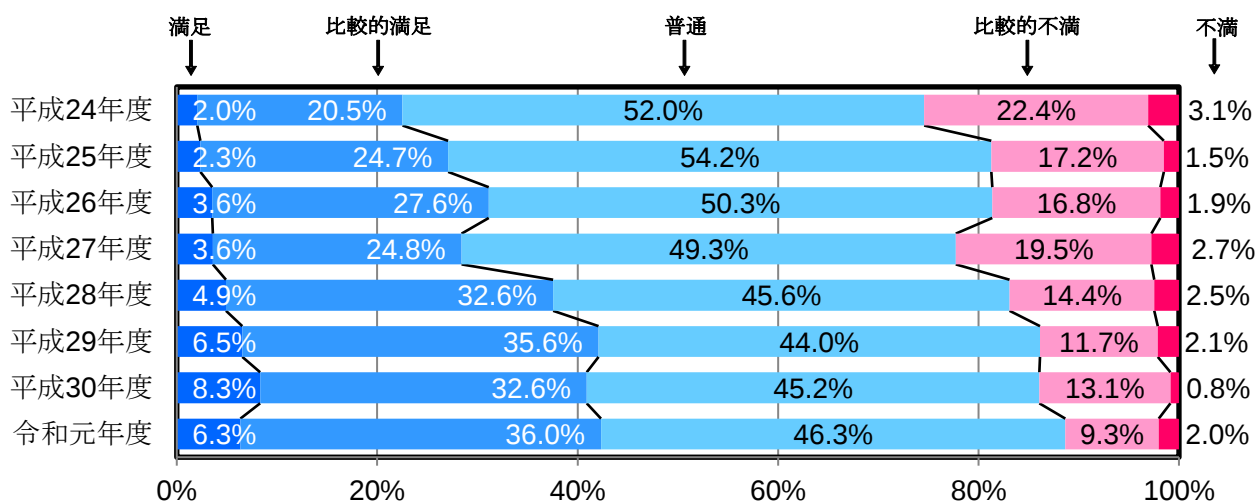


図 7: 第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(記載要件)の運用についての評価

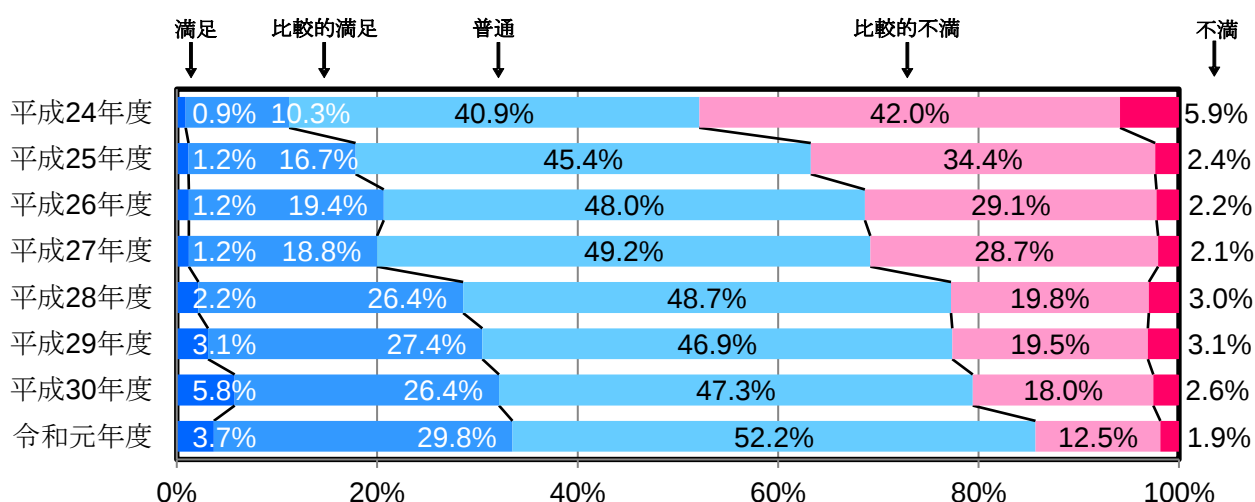


図 8: 特許審査における判断の均質性についての評価

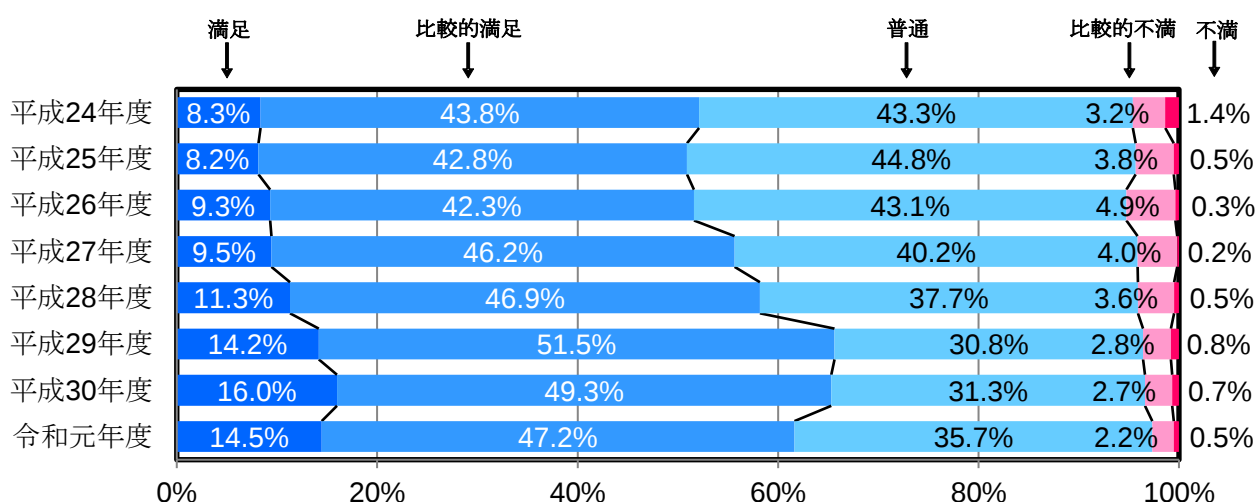


図 9: 特許審査における国内特許文献の調査についての評価

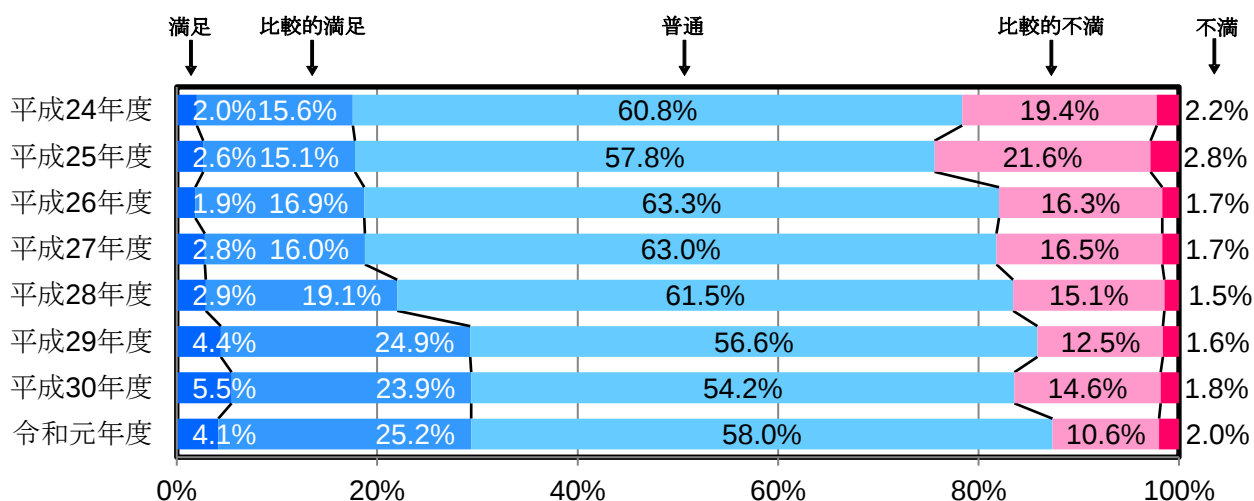


図 10: 特許審査における外国特許文献の調査についての評価

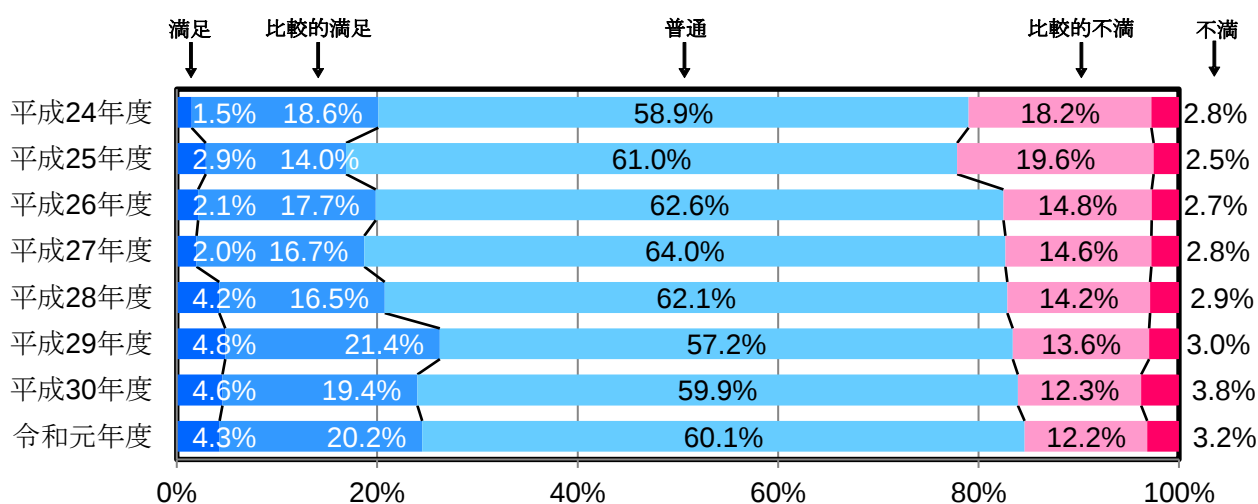


図 11: 特許審査における非特許文献等の調査についての評価

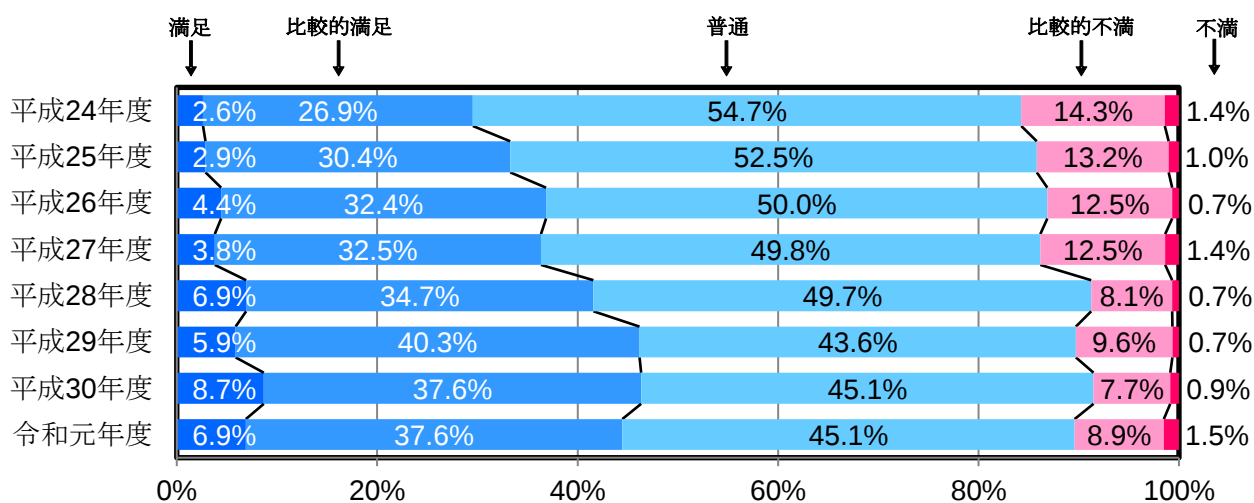


図 12: 審査官の技術等に関する専門知識レベルについての評価

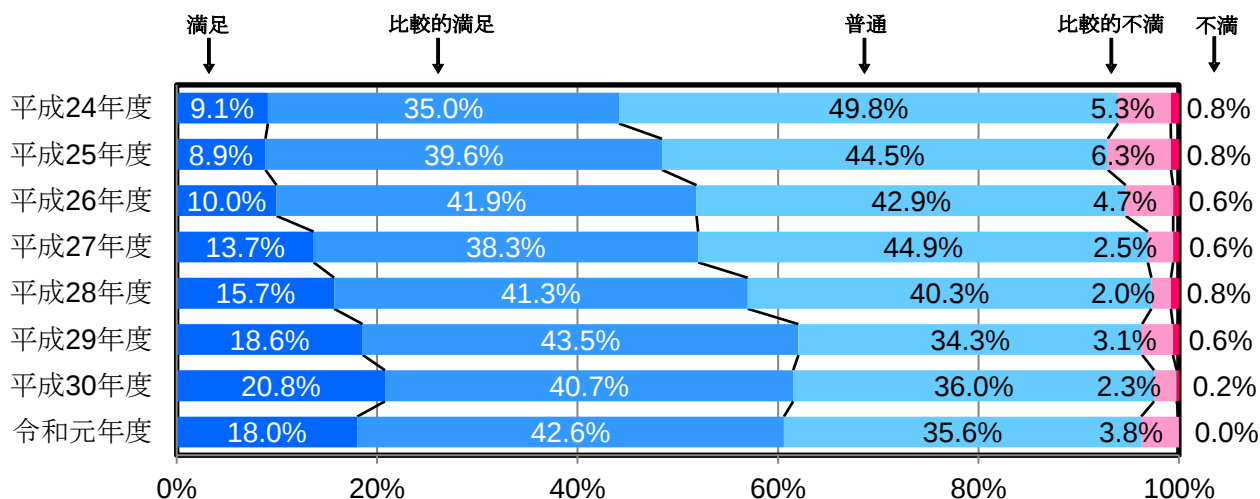


図 13: 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

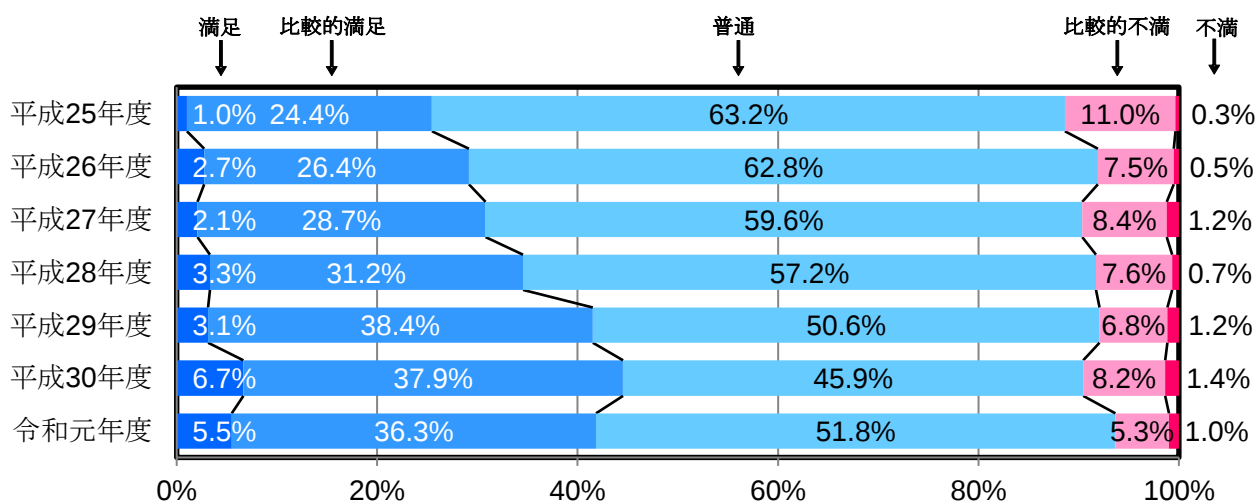


図 14: 審査を通して付与された特許の権利範囲についての評価

(2)PCT 出願における国際調査等の質全般の評価

表 8 は、PCT 出願における国際調査等の質全般の評価と、個別項目の評価について 5 段階の選択形式で 313 者からいただいた各評価の回答数をまとめたものです。図 15～図 25 は、それぞれの評価項目について、評価の割合の経年変化を示したものです。

表 8:PCT 出願における国際調査等の質全般の評価と、個別項目の評価

評価項目		満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない／無回答
国際調査等の質全般の評価		13 (4.2%)	150 (47.9%)	142 (45.4%)	8 (2.6%)	0 (0.0%)	0
国際特許分類の精度		29 (9.8%)	130 (44.1%)	135 (45.8%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	18
除外対象に関する判断		21 (13.0%)	43 (26.7%)	97 (60.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	152
単一性違反に関する判断		31 (11.4%)	89 (32.8%)	146 (53.9%)	5 (1.8%)	0 (0.0%)	42
新規性・進歩性に関する判断		13 (4.2%)	142 (45.5%)	127 (40.7%)	30 (9.6%)	0 (0.0%)	1
新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ		31 (9.9%)	140 (44.9%)	114 (36.5%)	26 (8.3%)	1 (0.3%)	1
国際調査等における判断の均質性について		16 (5.2%)	99 (31.9%)	173 (55.8%)	19 (6.1%)	3 (1.0%)	3
	進歩性に関する判断	14 (4.5%)	106 (34.1%)	158 (50.8%)	31 (10.0%)	2 (0.6%)	2
国際段階と国内段階との間での判断の一貫性		36 (11.8%)	105 (34.5%)	111 (36.5%)	51 (16.8%)	1 (0.3%)	9
として サーチに関して	国内特許文献の調査	47 (15.1%)	154 (49.5%)	104 (33.4%)	6 (1.9%)	0 (0.0%)	2
	外国特許文献の調査	8 (2.7%)	63 (21.1%)	173 (58.1%)	47 (15.8%)	7 (2.3%)	15
	非特許文献等の調査	8 (3.0%)	54 (20.1%)	165 (61.6%)	39 (14.6%)	2 (0.7%)	45

※括弧内は、「わからない／無回答」を除く有効回答数に対する各回答の割合。端数処理のため、必ずしも合計は 100%にはならない。

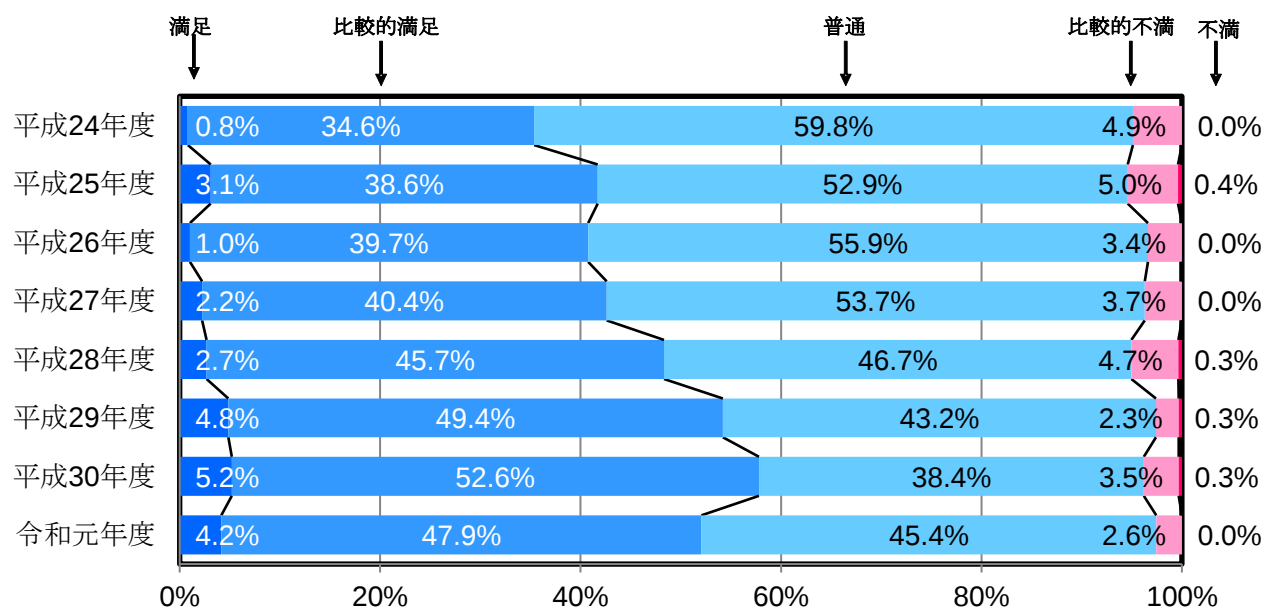


図 15: 国際調査等の質全般の評価

図 15 に示すように、PCT 出願における国際調査等の質全般の評価については、調査開始時から「普通」以上の評価の割合は 9 割を超えており、今年度も 97.4%が「普通」以上の評価でした。

個別の評価項目については、「普通」以上の評価の割合が多かった項目は「除外対象に関する判断」(100.0%)、「国際特許分類の精度」(99.7%)、「単一性違反に関する判断」(98.2%)、「国内特許文献の調査」(98.1%)でした。

他方、「不満」・「比較的不満」の評価の割合が比較的多かった項目は、「外国特許文献の調査」(18.1%)、「国際段階と国内段階との間の判断の一貫性について」(17.1%)、「非特許文献等の調査」(15.3%)でした。

経年変化をみると、図 19 に示す「新規性・進歩性に関する判断」、図 20 に示す「新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ」、図 22 に示す「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性について」では、昨年度から「不満」・「比較的不満」の評価の割合が増加していることが分かりました。

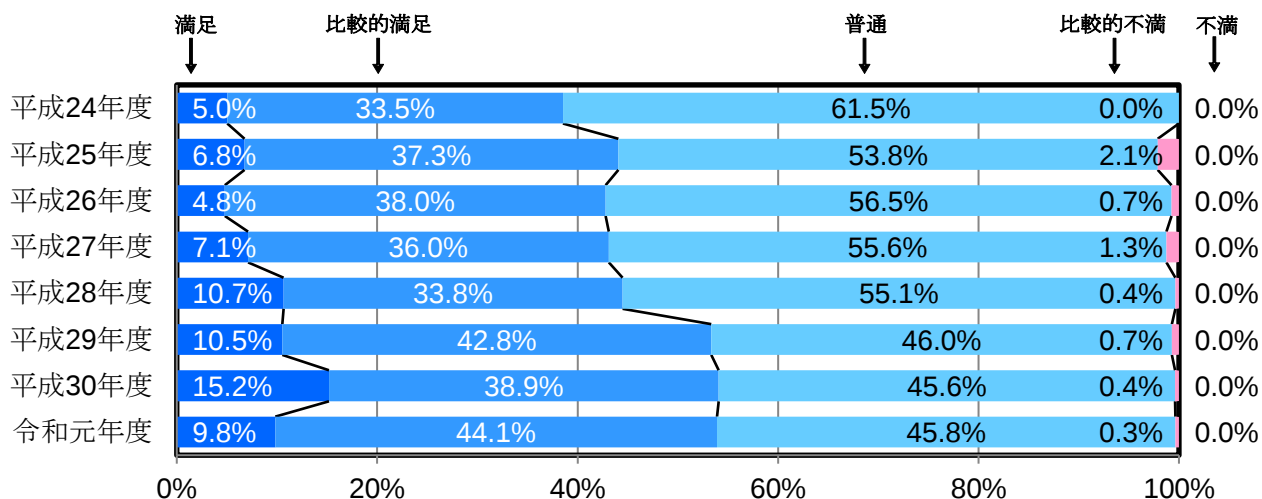


図 16: 国際調査等における国際特許分類の精度についての評価

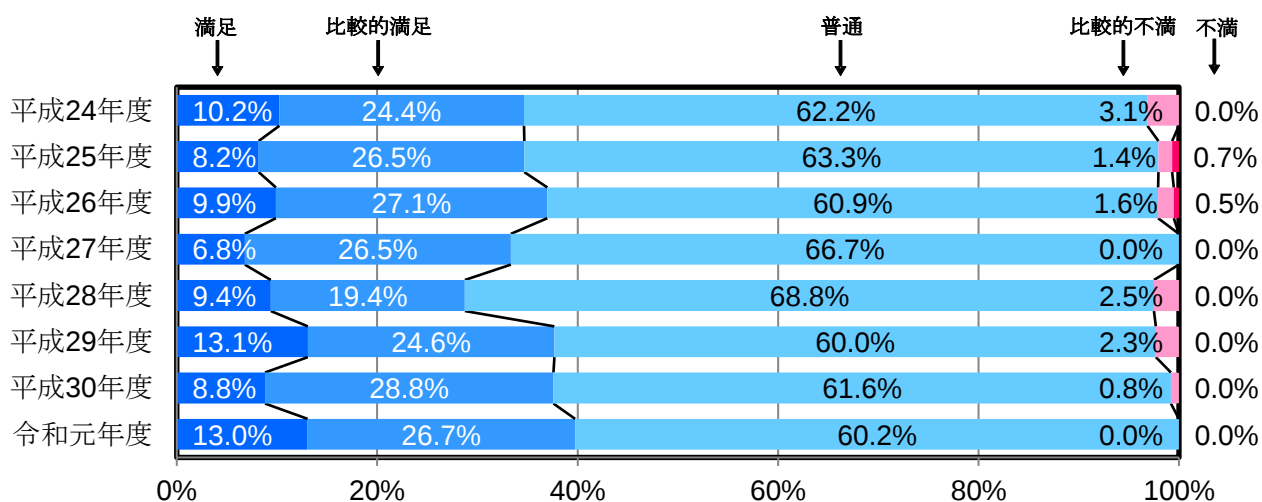


図 17: 国際調査等における除外対象に関する判断についての評価

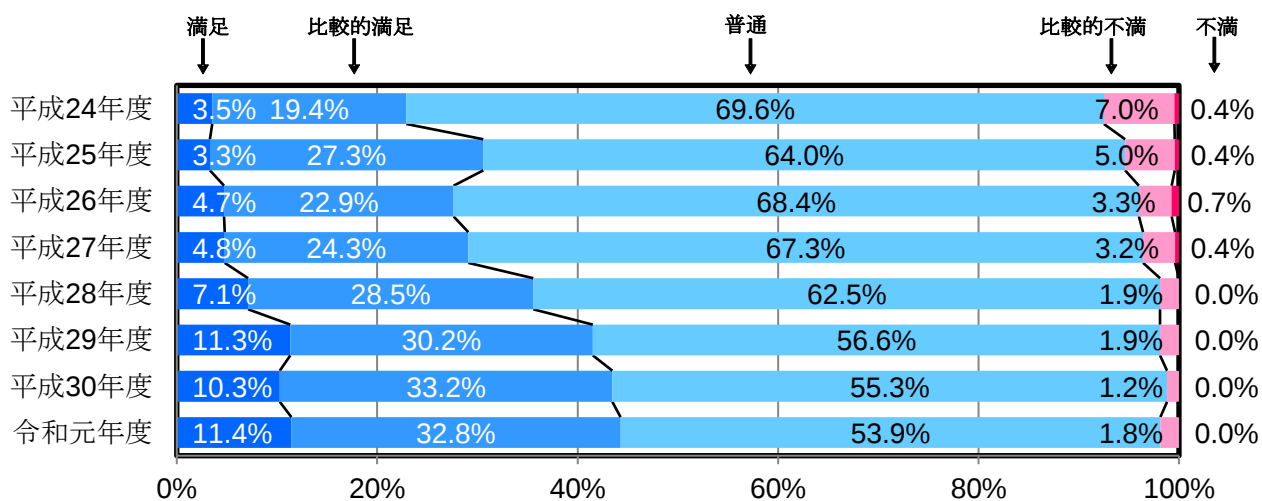


図 18: 国際調査等における単一性違反に関する判断についての評価

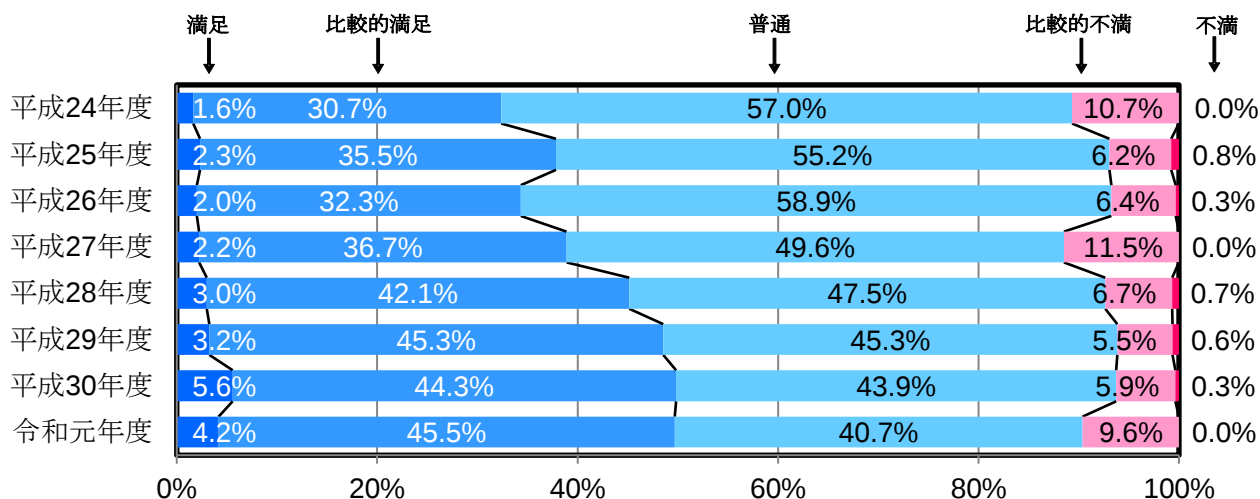


図 19: 国際調査等における新規性・進歩性に関する判断についての評価

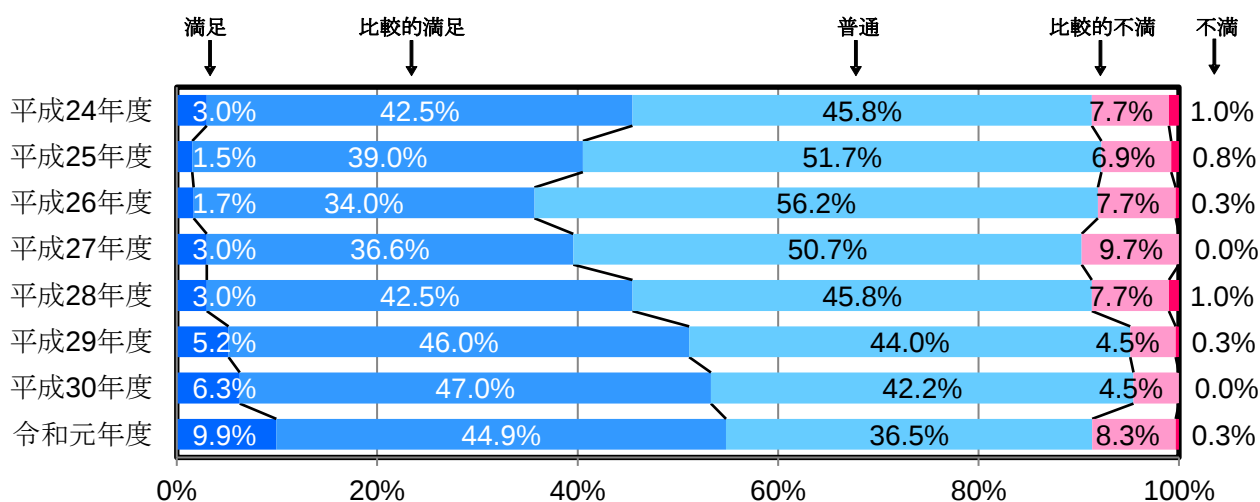


図 20: 国際調査等における新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさの評価

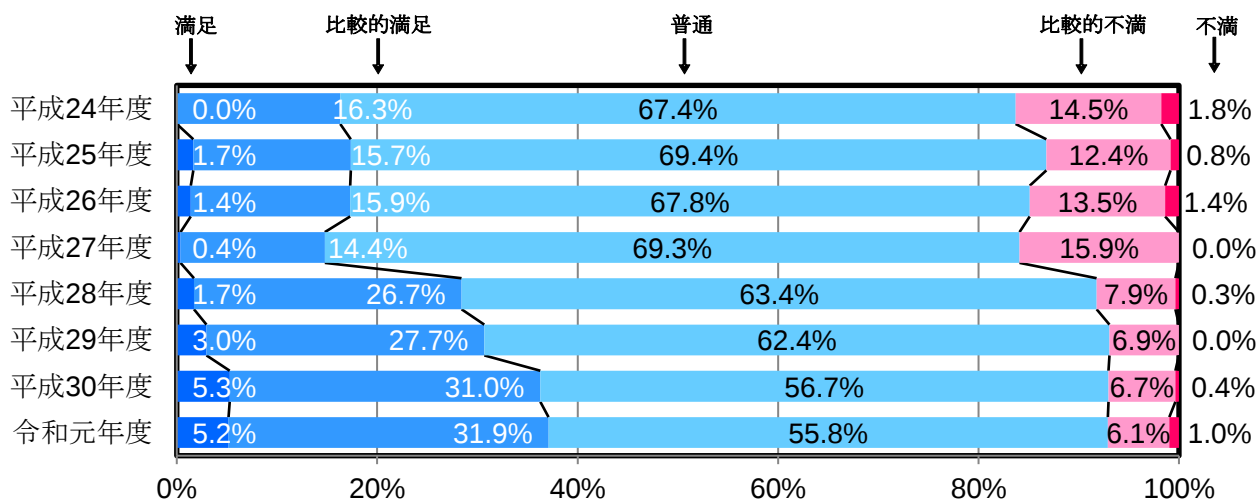


図 21: 国際調査等における判断の均質性についての評価

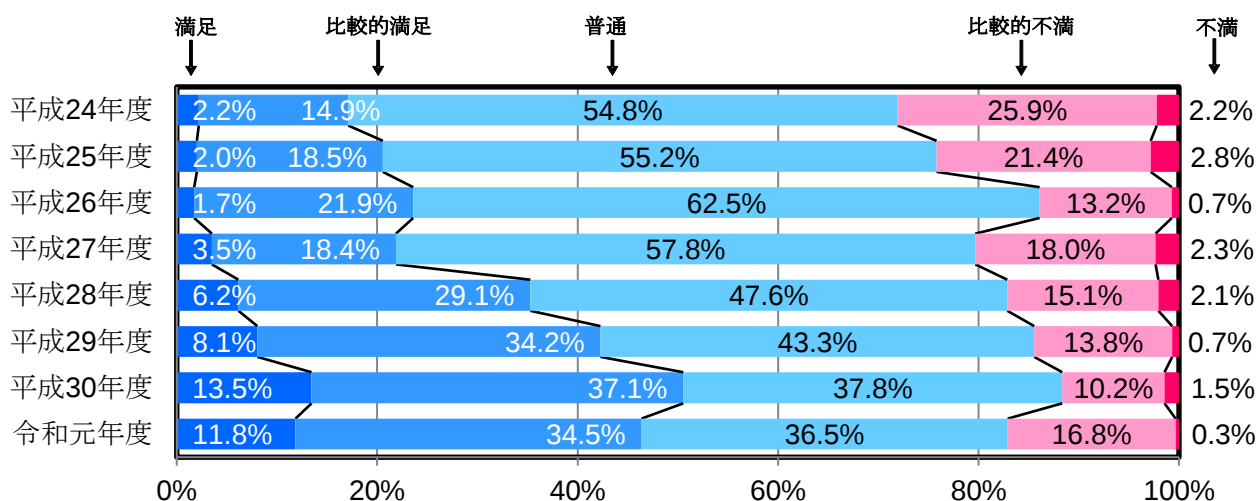


図 22: 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価

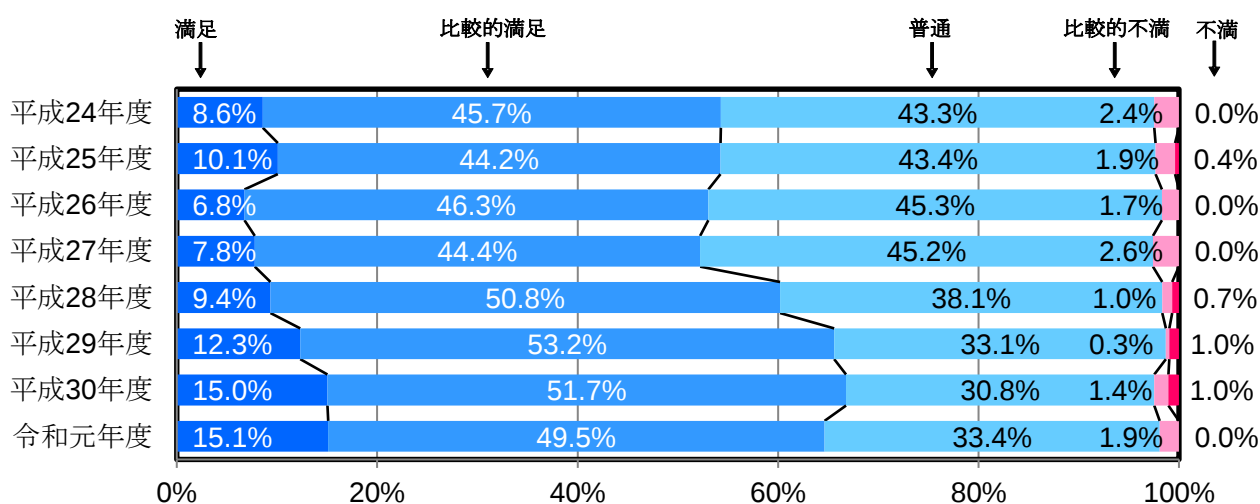


図 23: 国際調査等における国内特許文献の調査についての評価

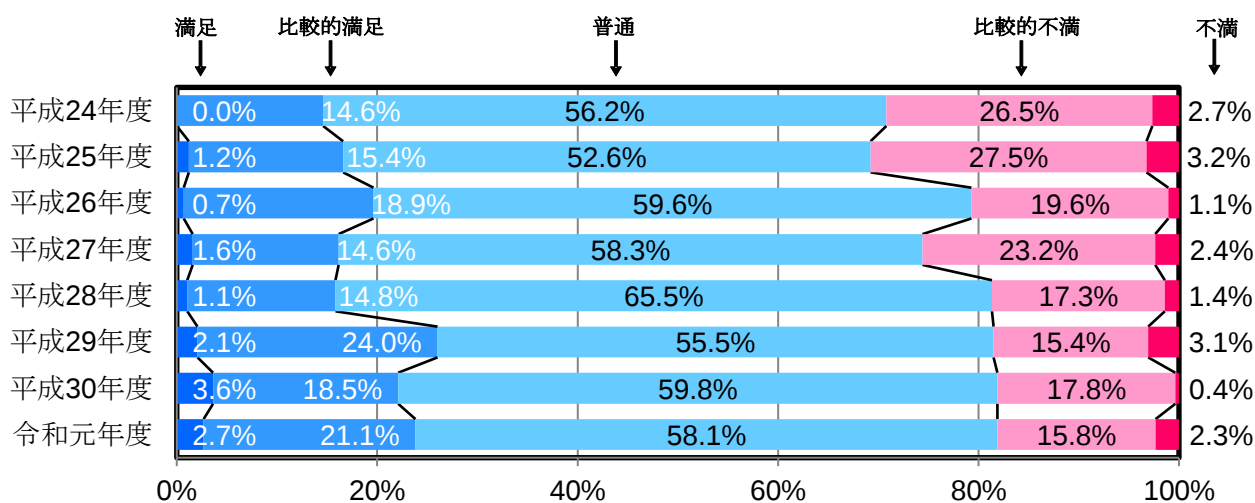


図 24: 国際調査等における外国特許文献の調査についての評価

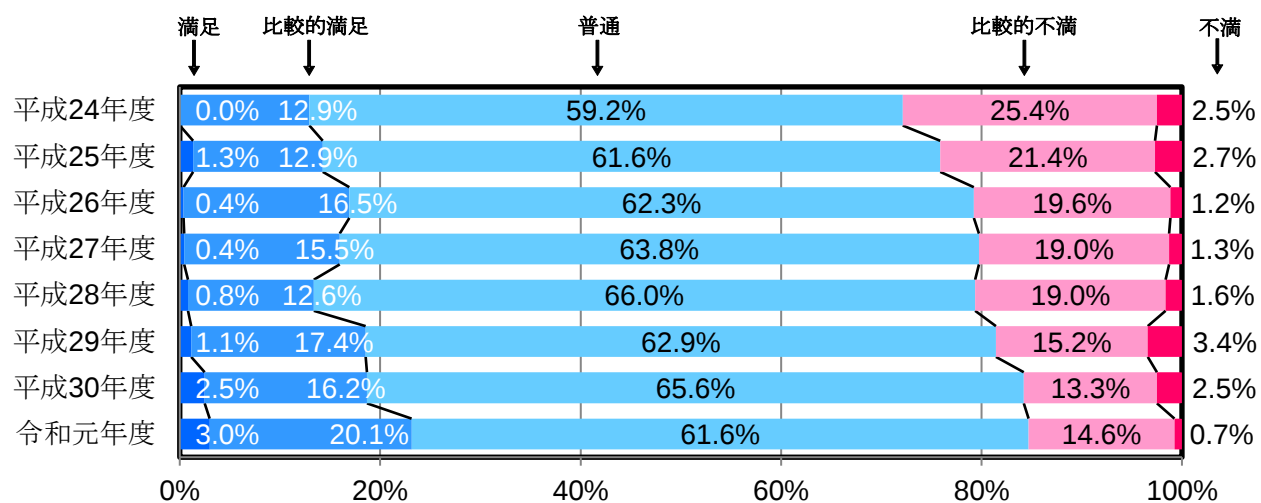


図 25: 国際調査等における非特許文献等の調査についての評価

(3)他の国／地域の特許庁と比較した評価

表 9 は、国内出願における特許審査の質について、日本国特許庁の方が他の国／地域の特許庁よりも優れていると感じる点を複数選択形式で回答していただき、集計したものです。日本国特許庁が他の国／地域の特許庁よりも優れていると評価された項目は、「拒絶理由通知書等の記載のわかりやすさ」、「審査官の技術理解力」でした。

表 9: 日本国特許庁が他の国／地域の特許庁よりも優れていると感じる点

選択肢	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
審査官の技術理解力	262 (45.9%)	264 (46.6%)	308 (53.0%)
拒絶理由通知書等の記載のわかりやすさ	285 (49.9%)	253 (44.6%)	259 (44.4%)
先行技術文献調査	216 (37.8%)	234 (41.3%)	243 (41.5%)
新規性・進歩性等の判断	203 (35.6%)	206 (36.3%)	224 (38.4%)
電話、面接等における審査官とのコミュニケーション	183 (32.0%)	171 (30.2%)	159 (27.3%)
特に感じる点はない	93 (16.3%)	80 (14.1%)	69 (11.8%)
有効回答数	571	567	584
他国の特許庁で審査を受けた経験がない／わからない	33	24	33

※括弧内は有効回答数（「他国の特許庁で審査を受けた経験がない／わからない」以外のいずれかにチェックがあった回答）に対する各回答の割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 10 は、国内出願における特許審査の質に関し、日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他の国／地域の特許庁を複数選択形式で回答していただき、集計したものです。また、表 11 は他の国／地域の特許庁の方が優れていると感じる点について、自由記入欄のコメントを分類して集計したものです。

「先行技術文献調査」については、特に欧州言語の特許公報や論文等の調査において欧州特許庁が優れているという回答が多くありました。また、中国国家知識産権局の先行技術文献調査が優れているという回答も昨年度と比較して増えていました。

「拒絶理由通知書等の記載」、「新規性・進歩性等の判断」については、構成要件ごとの対比がわかりやすい、請求項ごとに拒絶理由が示されている、発明の効果の判断が合理的である等の理由により、欧州特許庁、米国特許庁が優れているという回答が多くありました。

表 10: 日本国特許庁よりも優れていると感じる点がある他の国／地域の特許庁

選択肢	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
特に感じる点はない	361 (63.2%)	378 (66.7%)	377 (64.3%)
欧州特許庁	152 (26.6%)	137 (24.2%)	150 (25.6%)
米国特許商標庁	83 (14.5%)	67 (11.8%)	75 (12.8%)
中国国家知識産権局	59 (10.3%)	44 (7.8%)	41 (7.0%)
韓国特許庁	12 (2.1%)	12 (2.1%)	14 (2.4%)
その他	6 (1.1%)	13 (2.3%)	11 (1.9%)
有効回答数	571	567	586
他国の特許庁で審査を受けた経験がない／わからない	33	24	31

※括弧内は有効回答数(「他国の特許庁で審査を受けた経験がない／わからない」以外のいずれかにチェックがあった回答)に対する各回答の割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 11: 他の国／地域の特許庁の方が優れていると感じる点についての自由記入欄の集計

	欧州 特許庁	米国 特許商標庁	中国国家 知識産権局	韓国 特許庁	その他
先行技術文献調査	91 (75)	22 (25)	27 (22)	3 (2)	2 (3)
拒絶理由通知書等の記載	18 (15)	19 (22)	7 (8)	3 (6)	0 (1)
新規性・進歩性等の判断	13 (24)	10 (8)	4 (13)	0 (3)	1 (0)
審査官の技術理解力	19 (8)	3 (4)	4 (1)	0 (1)	0 (0)
補正の示唆等	8 (9)	5 (3)	2 (2)	0 (1)	0 (0)
判断の均質性	6 (9)	3 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)
電話・面接等における審査官とのコミュニケーション	2 (0)	3 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)
審査のスピード	2 (2)	2 (3)	1 (2)	0 (1)	0 (0)

※括弧内は昨年度の集計数を示す。複数観点のコメントはそれぞれに計上。

(4) 他国／地域の特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について

表 12 は、国内出願について日本国特許庁で審査結果が出されてから他国／地域の特許庁でより適切な引用文献が新たに提示される頻度についてどのように感じているか、選択形式で回答していただき、集計したものです。また、図 26～図 29 はそれぞれの庁において、「よく提示される」～「ほとんど提示されない」の回答の割合の経年変化を示したものです。欧州特許庁、米国特許商標庁、中国国家知識産権局においては、昨年度と比較して「ときどき提示される」という回答の割合が増加し、「ほとんど提示されない」という回答の割合が減少していました。

表 12: 他国／地域の特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)

	欧州特許庁	米国 特許商標庁	中国国家 知識産権局	韓国特許庁
よく提示される	52 (10.9%)	19 (3.8%)	16 (3.2%)	7 (1.9%)
ときどき提示される	323 (67.6%)	305 (61.0%)	190 (38.4%)	96 (25.5%)
ほとんど提示されない	103 (21.5%)	176 (35.2%)	289 (58.4%)	274 (72.7%)
有効回答数	478	500	495	377
わからない／経験がない	126	104	109	227

※括弧内は有効回答数(「わからない／経験がない」以外のいずれかにチェックがあった回答)に対する各回答の割合。

表 13 は、PCT 出願について日本国特許庁の国際調査機関としての見解を得てから各国の国内段階に移行したときに他国／地域の特許庁でより適切な引用文献が新たに提示される頻度についてどのように感じているか、選択形式で回答していただき、集計したものです。また、図 30～図 33 はそれぞれの庁において、「よく提示される」～「ほとんど提示されない」の回答の割合の経年変化を示したものです。中国国家知識産権局、韓国特許庁においては「ときどき提示される」という回答の割合が増加し、「ほとんど提示されない」という回答の割合が減少する傾向にありました。

表 13: 他国／地域の特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)

	欧州特許庁	米国 特許商標庁	中国国家 知識産権局	韓国特許庁
よく提示される	45 (15.8%)	23 (7.8%)	9 (3.1%)	2 (0.9%)
ときどき提示される	201 (70.8%)	186 (63.3%)	126 (43.9%)	71 (30.7%)
ほとんど提示されない	38 (13.4%)	85 (28.9%)	152 (53.0%)	158 (68.4%)
有効回答数	284	294	287	231
わからない／経験がない	29	19	25	83

※括弧内は有効回答数(「わからない／経験がない」以外のいずれかにチェックがあった回答)に対する各回答の割合。

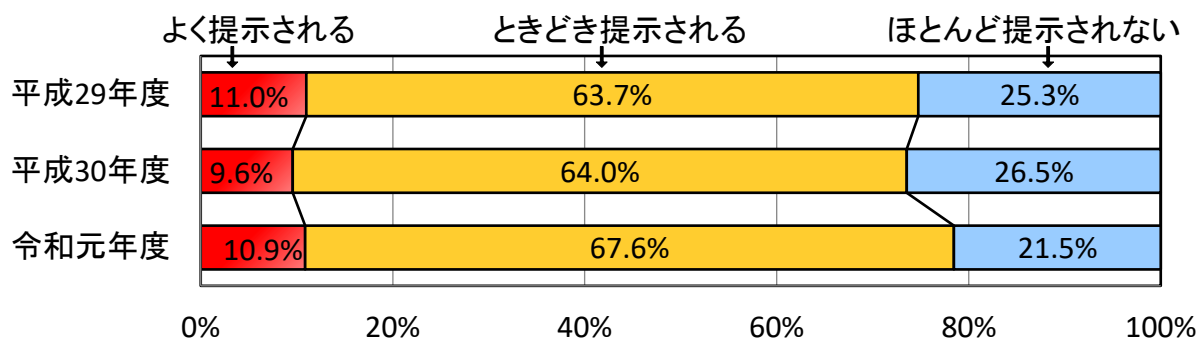


図 26: 欧州特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)

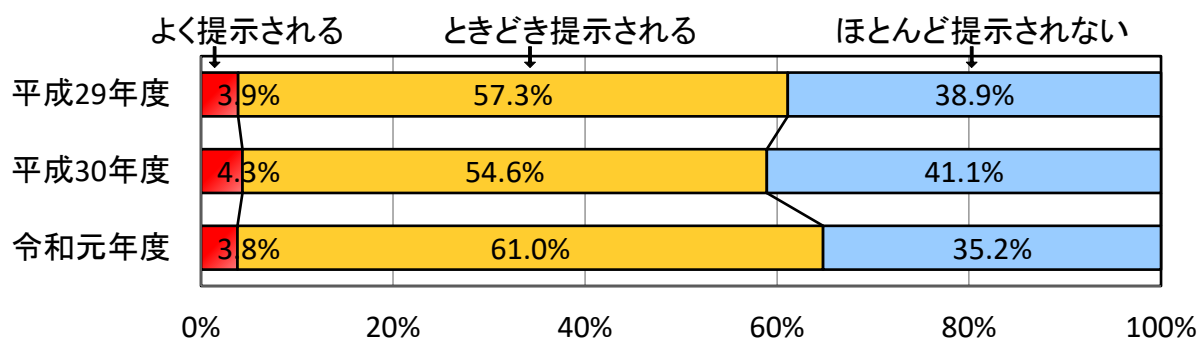


図 27: 米国特許商標庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)

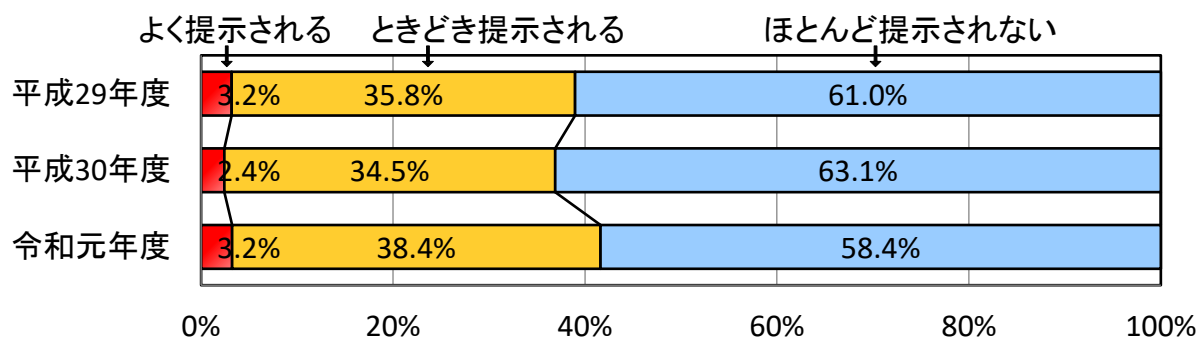


図 28: 中国国家知識産権局でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)

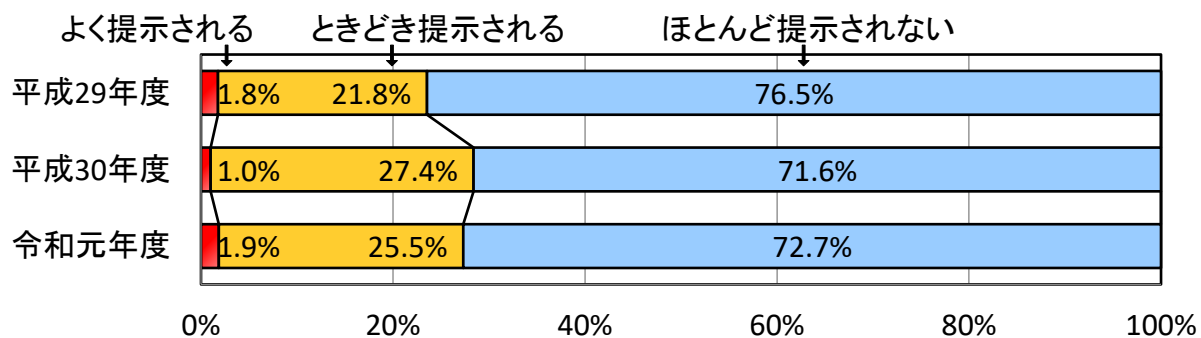


図 29: 韓国特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(国内出願)

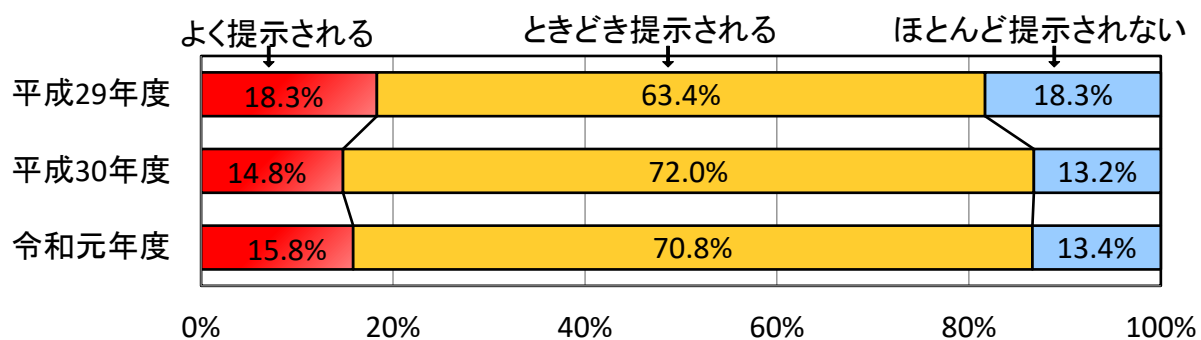


図 30: 欧州特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)

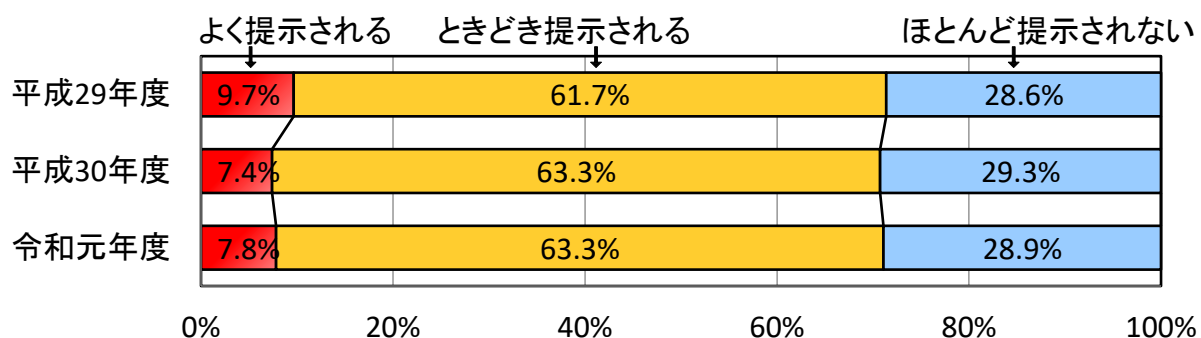


図 31: 米国特許商標庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)

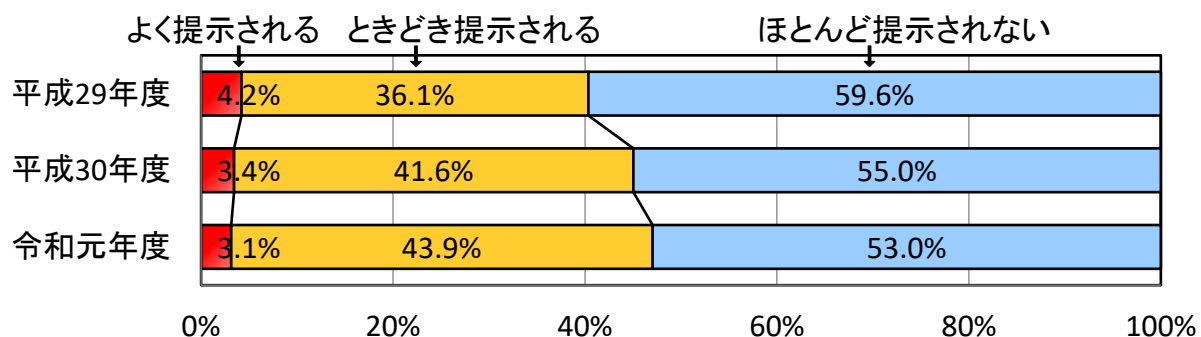


図 32: 中国国家知識産権局でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)

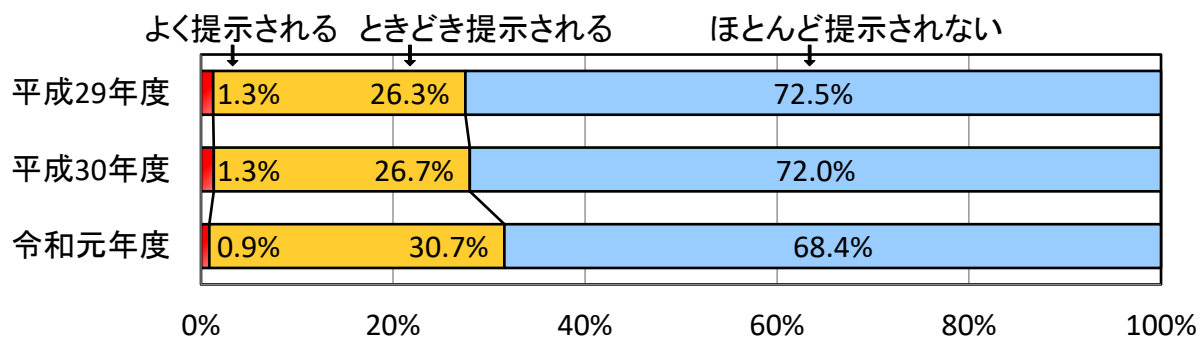


図 33: 韓国特許庁でより適切な引用文献が提示される頻度について(PCT 出願)

(5)ランダム抽出された特定の国内出願における特許審査の質の評価

表 14 は、ランダム抽出された特定の国内出願における特許審査の質の評価について、5 段階の選択形式でいただいた 1916 件¹の回答を最終処分別(「特許査定」、「戻し拒絶査定」²、「意見拒絶査定」³)にまとめたものです。図 34～図 37 は、評価の割合の経年変化を最終処分別に示したものです。図 34 に示すように、調査対象となった国内出願における特許審査の質について、「普通」以上の評価の割合は 90%前後で推移しており、今年度の結果は 90.7%でした。

最終処分別にみると、図 35、図 36 に示すように特許査定、戻し拒絶査定となった出願では「普通」以上の評価の割合が 90%を超えているのに対して、図 37 に示すように、意見拒絶査定となった出願では「普通」以上の評価の割合が 70%前後で推移していることが分かりました。

表 14:ランダム抽出された特定の国内出願における特許審査の質の評価(最終処分別)

最終処分	有効回答数	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満
全出願	1911	415 (21.7%)	624 (32.7%)	695 (36.4%)	154 (8.1%)	23 (1.2%)
特許査定	1507	365 (24.2%)	511 (33.9%)	527 (35.0%)	99 (6.6%)	5 (0.3%)
戻し拒絶査定	209	36 (17.2%)	72 (34.4%)	93 (44.5%)	8 (3.8%)	0 (0.0%)
意見拒絶査定	195	14 (7.2%)	41 (21.0%)	75 (38.5%)	47 (24.1%)	18 (9.2%)

※括弧内は最終処分ごとの有効回答数に対する各評価の割合。

¹ うち 5 件は白紙回答のため有効回答数は 1911 票。

² 査定直前の拒絶理由通知に対し、出願人による意見書や手続補正書が提出され、これを受けて拒絶査定がなされたもの。

³ 査定直前の拒絶理由通知に対し、出願人による意見書や手続補正書が提出されずに拒絶査定に到ったもの。

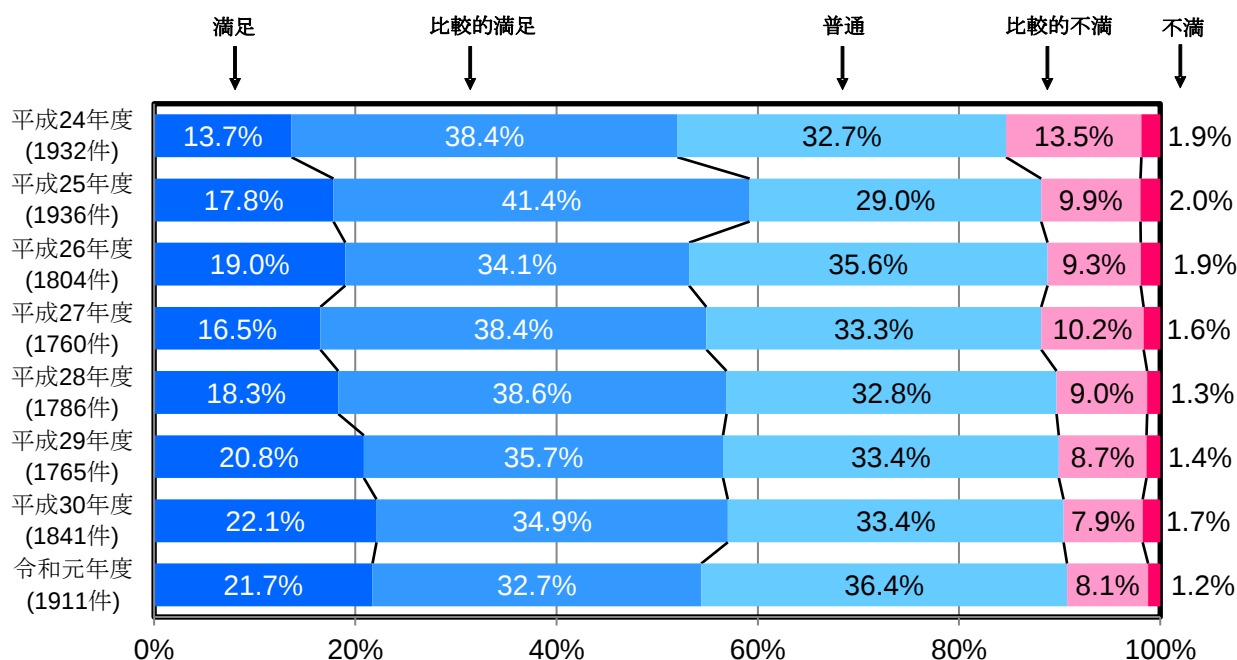


図 34: ランダム抽出された特定の国内出願(全出願)における特許審査の質の評価¹

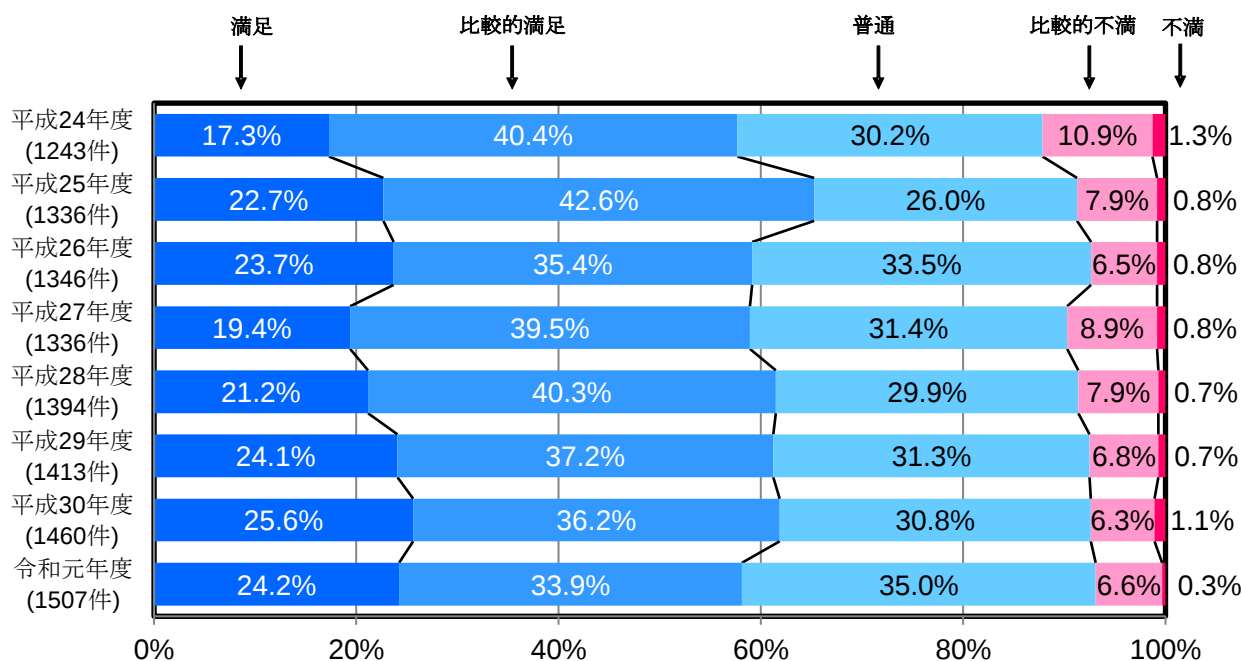


図 35: ランダム抽出された特定の国内出願(特許査定)における特許審査の質の評価

¹ 括弧内の件数は、各調査年度における最終処分別の有効回答数を示す。図 35～37 についても同様。

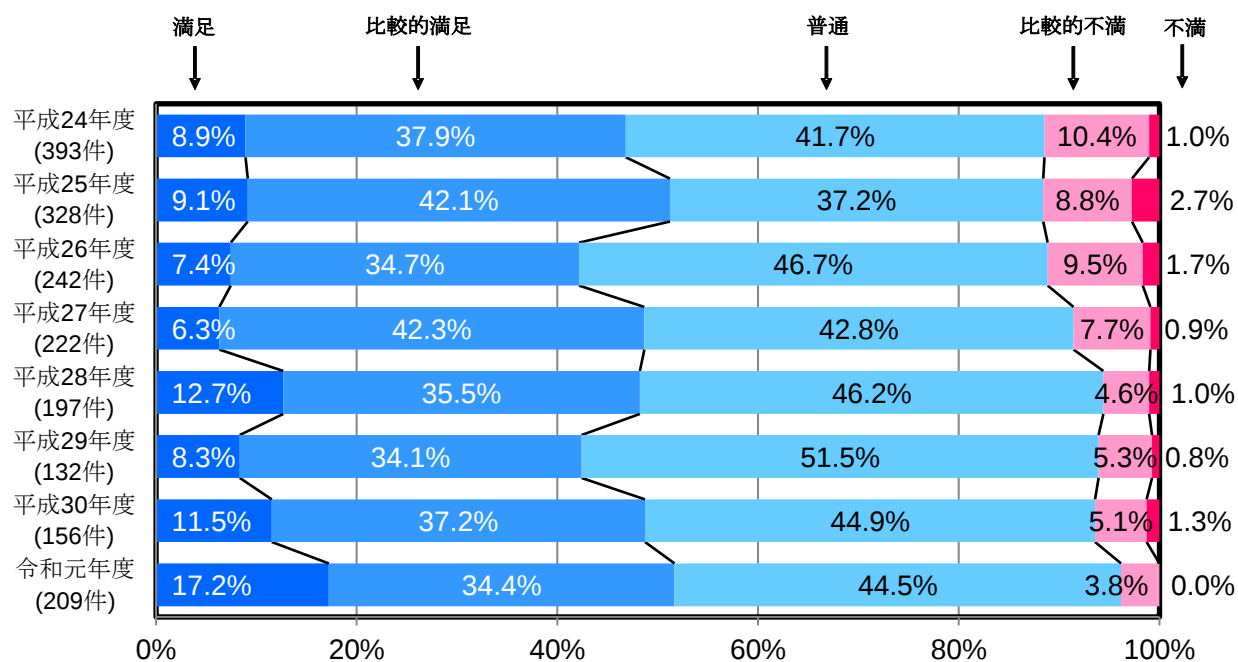


図 36:ランダム抽出された特定の国内出願(戻し拒絶査定)における特許審査の質の評価

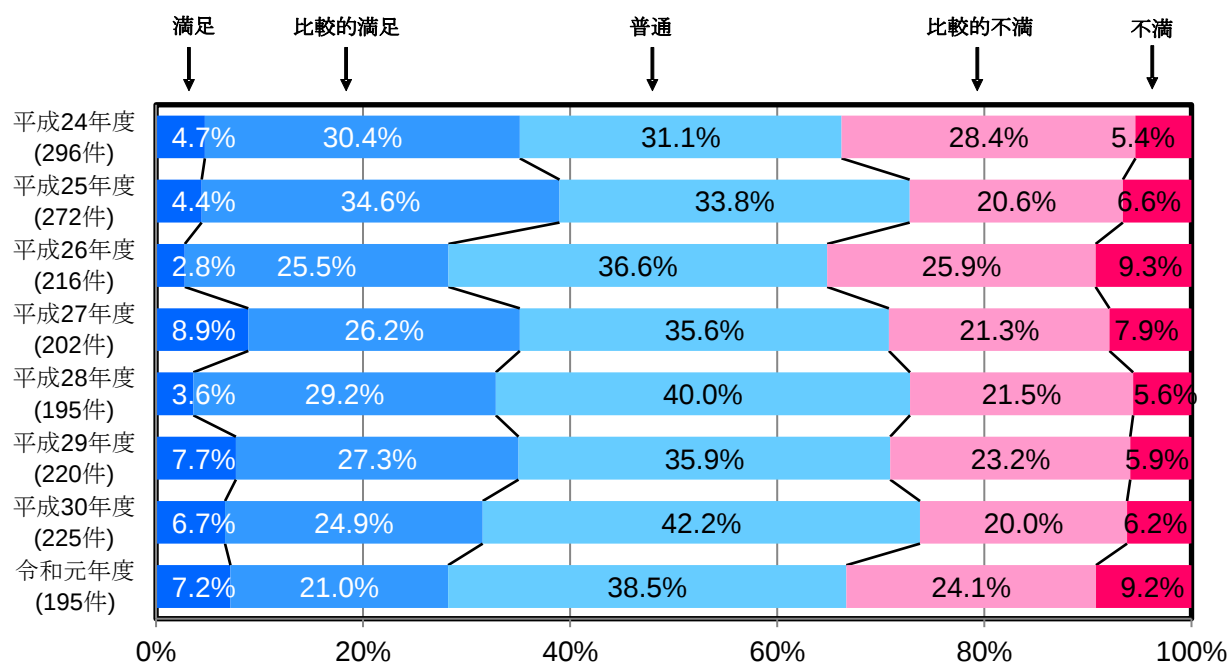


図 37:ランダム抽出された特定の国内出願(意見拒絶査定)における特許審査の質の評価

表 15 は、表 14 において肯定的な評価(「満足」又は「比較的満足」の評価)とした理由の内訳です。特許査定又は戻し拒絶査定となった出願の審査では「新規性・進歩性に関する判断が適切である点」が最も多かったのに対し、意見拒絶査定となった出願の審査では「拒絶理由通知／拒絶査定の記載の分かりやすさ」が最も多くなっていました。

表 15: 特定の国内出願の特許審査の質について、肯定的な評価をした理由

最終処分	肯定的 評価の 回答数	拒絶理由通知 ／拒絶査定の 記載のわかり やすさの点	新規性・進歩性 に関する判断が 適切である点	先行技術文献調 査範囲・先行技 術文献調査結果 が適切である点	面接、電話等 における審査 官とのコミュニ ケーション	その他
全出願	1039	653 (62.8%)	647 (62.3%)	371 (35.7%)	65 (6.3%)	99 (9.5%)
特許査定	876	538 (61.4%)	542 (61.9%)	302 (34.5%)	55 (6.3%)	89 (10.2%)
戻し拒絶 査定	108	72 (66.7%)	79 (73.1%)	43 (39.8%)	2 (1.9%)	4 (3.7%)
意見拒絶 査定	55	43 (78.2%)	26 (47.3%)	26 (47.3%)	8 (14.5%)	6 (10.9%)

※括弧内は最終処分ごとの肯定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 16 は、表 14 において否定的な評価(「不満」又は「比較的不満」の評価)とした理由の内訳です。いずれの最終処分となった出願の審査においても、「新規性・進歩性を欠いている理由についての判断」に対する不満が多くを占めており、次に「記載要件を満たしていないとする理由についての判断」に対する不満が多くありました。

表 16: 特定の国内出願の特許審査の質について、否定的な評価をした理由

最終処分	否定的 評価の 回答数	拒絶理由 通知／拒 絶査定 の記載のわ かりやすさ	産業上利 用可能な 発明に該 当するか 否かの判 断	新規性・進 歩性を欠 いている 理由につ いての判 断	記載要件 を満たして いないとす る理由に ついての 判断	先行技術 文献調査 範囲・先行 技術文献 調査結果	面接、電 話等にお ける審査 官とのコ ミュニケ ーション	その他
全出願	177	26 (14.7%)	2 (1.1%)	117 (66.1%)	32 (18.1%)	15 (8.5%)	4 (2.3%)	22 (12.4%)
特許査定	104	14 (13.5%)	2 (1.9%)	69 (66.3%)	19 (18.3%)	11 (10.6%)	0 (0.0%)	7 (6.7%)
戻し拒絶 査定	8	2 (25.0%)	0 (0.0%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)
意見拒絶 査定	65	10 (15.4%)	0 (0.0%)	45 (69.2%)	10 (15.4%)	4 (6.2%)	4 (6.2%)	14 (21.5%)

※括弧内は最終処分ごとの否定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 17 は、表 16 において「新規性・進歩性を欠いている理由についての判断」を不満とする理由の内訳です。意見拒絶査定となった出願の審査では、特に「組合せの動機付け・組合せの阻害要因」の不満が多いことが分かりました。その他の理由としては「意見書の主張が参酌されたか不明」等の理由がありました。

表 17: 新規性・進歩性を欠いている理由に対する不満の内訳

最終処分	新規性・進 歩性を欠い ている理由 に不満	引用文献の 認定	一致点・相 違点の認定	組合せの動 機付け・組 合せの阻害 要因	設計変更等 についての 判断	周知技術に ついての判 断	その他
全出願	117 (66.1%)	40 (22.6%)	48 (27.1%)	55 (31.1%)	26 (14.7%)	23 (13.0%)	11 (6.2%)
特許査定	69 (66.3%)	24 (23.1%)	30 (28.8%)	26 (25.0%)	15 (14.4%)	13 (12.5%)	2 (1.9%)
戻し拒絶 査定	3 (37.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)
意見拒絶 査定	45 (69.2%)	16 (24.6%)	18 (27.7%)	28 (43.1%)	9 (13.8%)	8 (12.3%)	9 (13.8%)

※括弧内は最終処分ごとの否定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 18 は、表 16 において「記載要件を満たしていないとする理由についての判断」を不満とする理由の内訳です。特許査定となった出願の審査では「明確性要件」に関する判断に対する不満が多く、拒絶査定となった出願の審査では「サポート要件」に関する判断に対する不満が多いことが分かりました。

表 18: 記載要件を満たしていないとする理由に対する不満の内訳

最終処分	記載要件を満たしていないとする理由に不満	実施可能要件に関する判断	サポート要件に関する判断	明確性要件に関する判断	プロダクト・バイ・プロセスクレーム(PBP)に関する判断	その他
全出願	32 (18.1%)	4 (2.3%)	19 (10.7%)	14 (7.9%)	2 (1.1%)	3 (1.7%)
特許査定	19 (18.3%)	2 (1.9%)	9 (8.7%)	11 (10.6%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)
戻し拒絶 査定	3 (37.5%)	0 (0.0%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
意見拒絶 査定	10 (15.4%)	2 (3.1%)	8 (12.3%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	3 (4.6%)

※括弧内は最終処分ごとの否定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 19 は、表 16 において「先行技術文献調査範囲・先行技術文献調査結果」を不満とする理由の内訳です。先行技術文献調査においては、「国内特許文献の調査」に対する不満が多いことが分かりました。

表 19: 先行技術文献調査に対する不満の内訳

最終処分	先行技術文献調査範囲・調査結果に不満	国内特許文献の調査	外国特許文献の調査	非特許文献等の調査
全出願	15 (8.5%)	13 (7.3%)	4 (2.3%)	2 (1.1%)
特許査定	11 (10.6%)	10 (9.6%)	4 (3.8%)	1 (1.0%)
意見拒絶 査定	4 (6.2%)	3 (4.6%)	0 (0.0%)	1 (1.5%)

※括弧内は最終処分ごとの否定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

(6)ランダム抽出された特定の PCT 出願における国際調査等の質の評価

表 20 は、ランダム抽出された特定の PCT 出願における国際調査等の質の評価について、5段階の選択形式でいただいた 554 件の回答をまとめたものです。図 38 は評価の割合の経年変化を示したものです。図 38 に示すように、調査対象となった PCT 出願における国際調査等の質について、「普通」以上の評価の割合は 90%前後で推移しており、今年度の結果は 90.6%でした。

表 20: 特定の PCT 出願における国際調査等の質についての評価

有効回答数	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満
554	94 (17.0%)	205 (37.0%)	203 (36.6%)	45 (8.1%)	7 (1.3%)

※括弧内は有効回答数に対する各評価の割合。

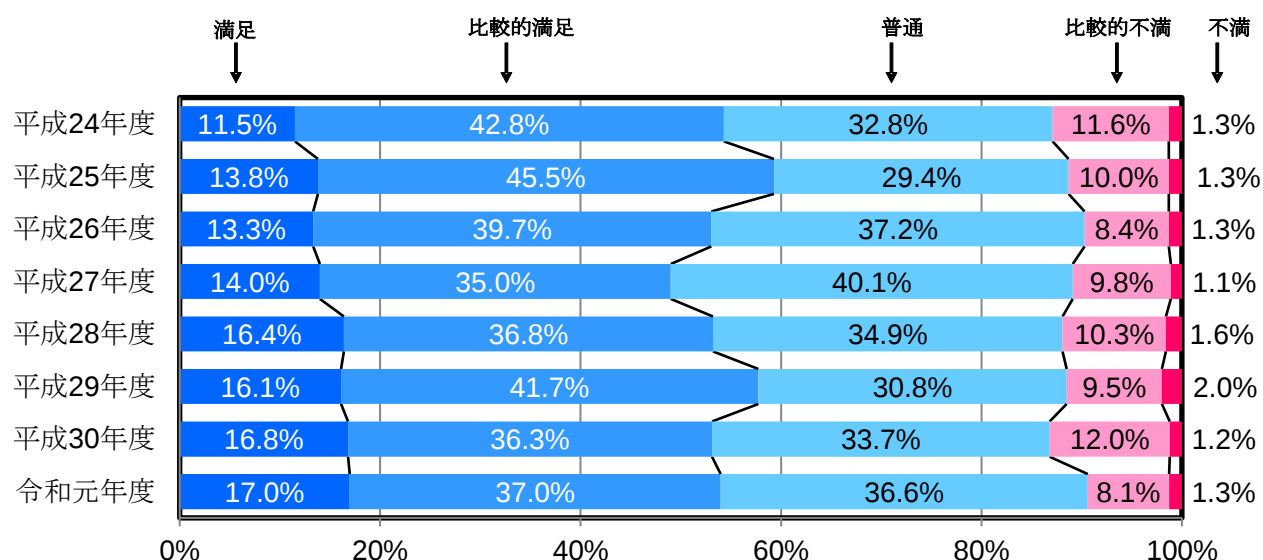


図 38: ランダム抽出された特定の PCT 出願における国際調査等の質の評価

表 21 は、表 20において肯定的な評価とした理由の内訳です。国際調査報告・見解書等の記載内容が分かりやすい、新規性・進歩性に関する判断が適切であるという回答が多くありました。

表 21: 特定の PCT 出願における国際調査等の質について、肯定的な評価とした理由

肯定的評価の 回答数	国際調査報告・見解書 等の記載内容のわか りやすさの点	新規性・進歩性に関す る判断が適切である点	先行技術文献調査範 囲・先行技術文献調査 結果が適切である点	その他
299	224 (74.9%)	207 (69.2%)	136 (45.5%)	6 (3.7%)

※括弧内は肯定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 22 は、表 20 において否定的な評価とした理由の内訳です。不満の理由としては「新規性・進歩性を欠いている理由についての判断」に対する不満が多くありました。

表 22: 特定の PCT 出願における国際調査等の質について、否定的な評価とした理由

否定的評価 の回答数	国際調査報告・ 見解書等の記載 のわかりやすさ	新規性・進歩性を 欠いている理由に ついての判断	単一性に 関する判断	先行技術文献調 査範囲・先行技 術文献調査結果	その他
52	11 (21.2%)	41 (78.8%)	0 (0.0%)	6 (11.5%)	6 (11.5%)

※括弧内は否定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 23 は、表 22 において「新規性・進歩性を欠いている理由についての判断」を不満とする理由の内訳です。特に「引用文献の認定」、「一致点・相違点の認定」、「組合せの動機付け・組合せの阻害要因」に対する不満が多くありました。その他の意見としては、「本願発明の効果をどう判断したかが不明」、「引用文献中の参酌すべき箇所が不明」、「文献番号の誤記」、「国際調査見解書に対する答弁書の内容が予備審査報告書で参酌されたか不明」という意見がありました。

表 23: 国際調査等における新規性・進歩性を欠いている理由に対する不満の内訳

新規性・進歩性 を欠いている理 由についての判 断に不満	引用文献の 認定	一致点・相違 点の認定	組合せの動 機付け・組合 せの阻害要 因	設計変更等 についての 判断	周知技術に ついての判 断	その他
41 (78.8%)	17 (32.7%)	22 (42.3%)	14 (26.9%)	9 (17.3%)	4 (7.7%)	10 (19.2%)

※括弧内は否定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

表 24 は、表 22 において「先行技術文献調査範囲・先行技術文献調査結果」を不満とする理由の内訳です。先行技術文献調査においては、「国内特許文献の調査」に対する不満が多いことが分かりました。

表 24: 先行技術文献調査範囲・先行技術文献調査結果に対する不満の内訳

先行技術文献調査範囲・先 行技術文献調査結果に不満	国内特許文献の調査	外国特許文献の調査	非特許文献等の調査
6 (11.5%)	4 (7.7%)	3 (5.8%)	1 (1.9%)

※括弧内は否定的評価の回答数に対する割合。複数選択形式のため重複を含む。

3. 回答内容の分析

(1) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(国内出願)

特許出願の質に関する個別の評価項目と、全体評価(審査の質全般の評価)との関係は、相関係数を用いて比較することができます。それぞれの評価項目の相関係数の大きさは、全体評価との関係の強さを示しています。

図 39 は、国内出願における特許審査の質の個別の評価項目について、評価の平均値を X 軸、全体評価との相関係数を Y 軸に示したものです。個別の評価項目のうち、現在の評価が低く(図中左側)、全体評価との相関係数が大きい(図中上側)項目が、特に改善・向上を図ることが必要な優先項目であると考えられます。今年度の結果からは、「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」が優先項目に該当すると判断できます。また、優先項目に近い位置の他の項目の中では、「審査官の技術等に関する専門知識レベル」の評価の平均値が下がっていることも分かりました。

今年度の調査では、進歩性、記載要件それぞれの判断の均質性を問う設問を追加しており、分析の結果、進歩性の判断の均質性の方が、全体評価との相関係数が大きいと分かりました。

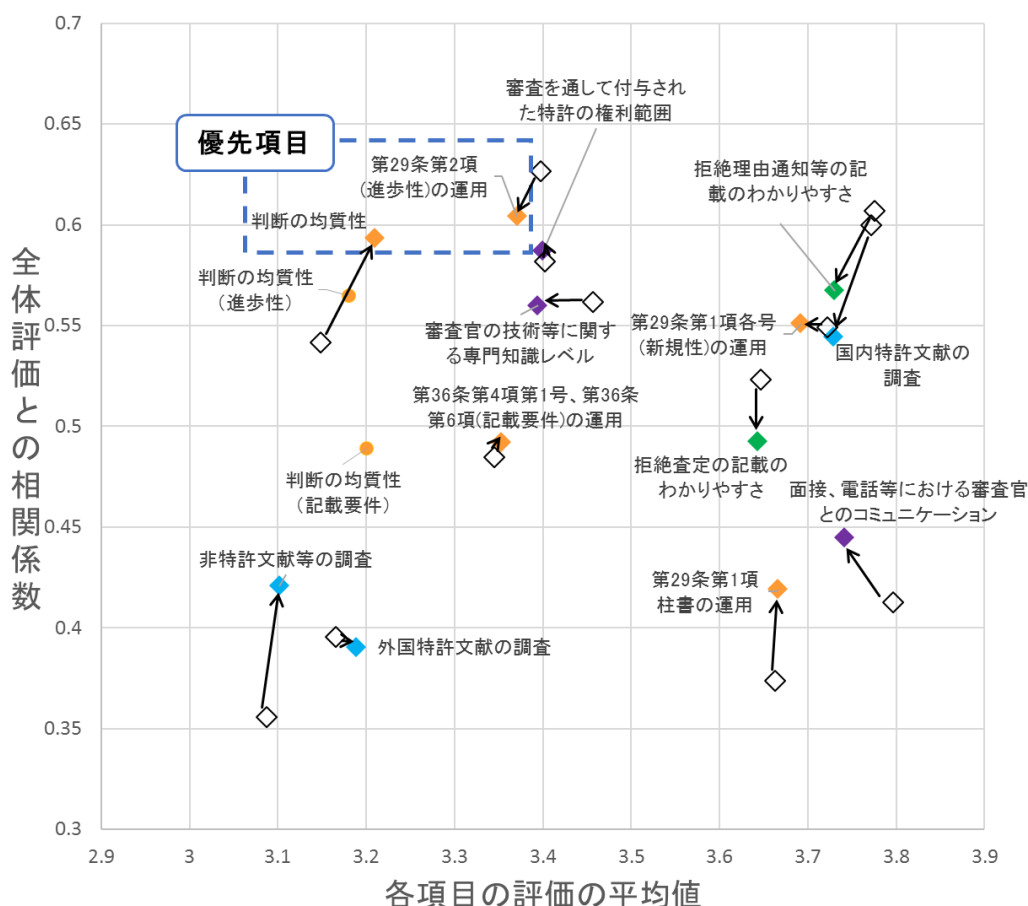


図 39: 個別の評価項目の評価の平均値と、全体評価との相関係数(国内出願)¹

¹ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目をオレンジ色、通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示す。白色のマーカーは昨年度の調査結果を示し、矢印は昨年度からの変化を示す。

(2) 個別の評価項目の評価と全体評価との相関(PCT 出願)

図 40 は、PCT 出願における国際調査等の質の個別の評価項目について、評価の平均値を X 軸、質全般の評価との相関係数を Y 軸に示したものです。図 39 と同様に、現在の評価が低く(図中左側)、全体評価との相関係数が大きい(図中上側)項目ほど、特に改善・向上を図ることが必要な優先項目であると考えられます。今年度の結果からは、「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」が優先項目に該当すると判断できます。

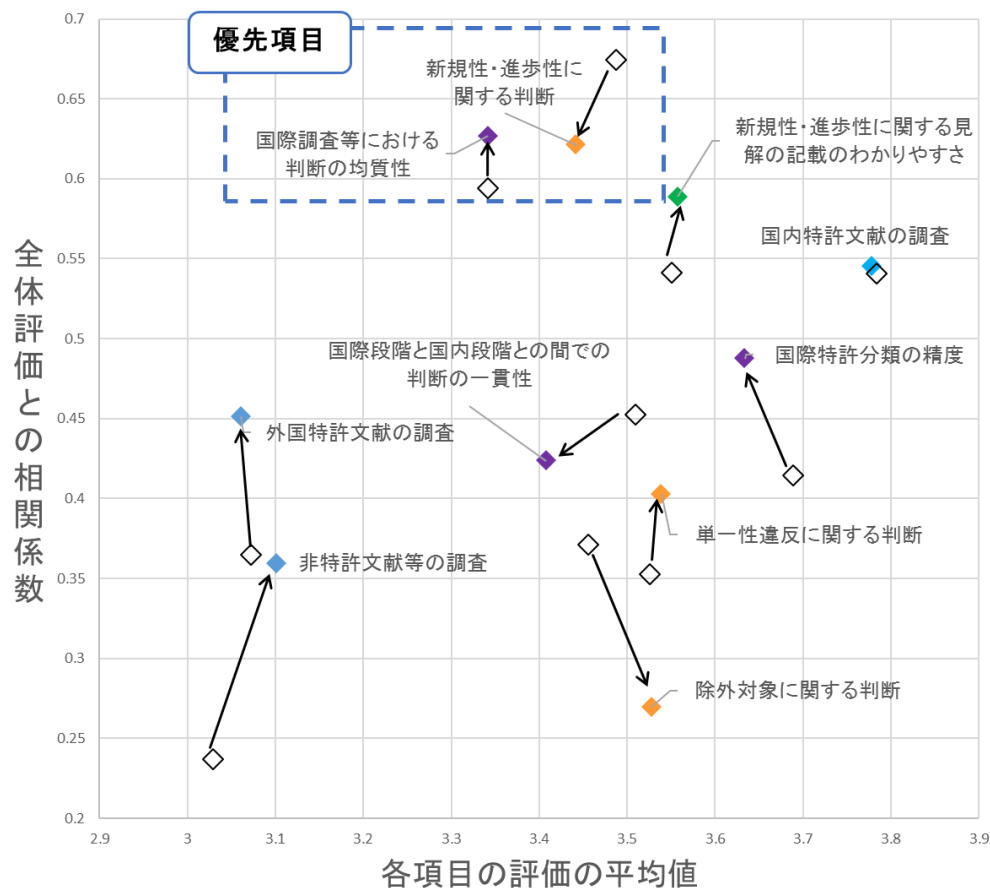


図 40: 個別の評価項目の評価の平均値と、全体評価との相関係数(PCT 出願)¹

¹ 先行技術文献調査に関する項目を水色、判断に関する項目をオレンジ、通知書等の記載に関する項目を緑色、その他の項目を紫色のマーカーで示す。白色のマーカーは昨年度の調査結果を示し、矢印は昨年度からの変化を示す。

4. 調査結果のまとめ

国内出願における特許審査の質全般の評価については、93.7%が「普通」以上の評価で、昨年度までと大きく変わらない数字でした(図 1)。また、ランダム抽出された特定の国内出願の特許審査の質についての評価をみても、90.7%が「普通」以上の評価で昨年度までと大きく変わらない数字でした(図 34)。

国内出願における特許審査の質全般の評価の相関分析の結果からは、「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」が優先項目に該当すると判断することができました(図 39)。また、進歩性の判断の均質性の方が、記載要件の判断の均質性よりも全体評価との相関係数が大きいことが分かりました。

PCT 出願における国際調査等の質全般の評価については、97.4%が「普通」以上の評価で、昨年度までと大きく変わらない数字でした(図 15)。また、ランダム抽出された特定の PCT 出願の国際調査等の質についての評価をみても、90.6%が「普通」以上の評価で昨年度までと大きく変わらない数字でした(図 38)。

PCT 出願における国際調査等の質全般の評価の相関分析からは、「国際調査等における判断の均質性」、「新規性・進歩性に関する判断」が、特に改善に向けて取り組んでいく必要がある項目と分かりました(図 40)。

今後は、これまでの審査の質向上のための取組を着実に実施するとともに、特許庁で実施している他の分析結果も踏まえて、今回抽出された「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項(進歩性)の運用」等の課題の改善にも取り組んでいく必要があります。

本調査結果は、多くのユーザーの協力の下に得られた貴重な情報であることから、特許庁は、本調査結果に基づいて、審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいります。

5. 今後のユーザー評価調査について

本調査は、平成 24 年度から今年度まで同様の規模で実施され、概ね 90%の回答率で回答が得られており、ユーザーからご理解をいただくとともに、積極的にご協力いただいています。

今年度の調査では、進歩性、記載要件それぞれの判断の均質性を問う設問を追加し、進歩性の判断の均質性の方が、記載要件の判断の均質性よりも全体評価との相関係数が大きいことが分かりました。

ユーザーニーズの継続的な把握のため、来年度以降もユーザーによる品質評価の手法の改善を図りつつ同様の調査を継続する予定です。今後の調査に当たっては、実施時期や実施方法、調査対象出願や調査対象者の選定方法、調査票の内容等について、更なる改善に向けて検討していきます。

なお、本調査の結果は、産業構造審議会の知的財産分科会に設けられた審査品質管理小委員会における、審査品質管理の実施体制、実施状況の改善点等の議論のための基礎としても活用されます。

謝辞

本調査の実施に当たりましては、多くのユーザーの皆様のご協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、特許審査及びその関連業務の継続的な改善を推進していく必要があります。引き続きのご協力をお願いいたします。

(付録) 令和元年度ユーザー評価調査の調査票

【A票】 国内出願における特許審査の質全般について						
* 記名または無記名のいずれの回答を希望するかご回答ください。 ○ 記名で回答する ○ 無記名で回答する * 無記名での回答は、メールアドレス等により回答者が特定される場合であっても、無記名でいただいた回答として集計いたします。						
お名前				ご連絡先 (TEL)		
* ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上（記名でのご回答を希望された場合のみ）、下記【1】～【2】の問いに2018年度の特許審査(審判は含みません)のご経験についてお答えください。 * なお、ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただくことがございます。						
【1】特許審査の質全般について						
	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	
	5	4	3	2	1	
①2018年度の特許審査の質全般についてどのように感じていますか。	☐	☐	☐	☐	☐	
②2018年度の特許審査の質に関し、各項目1～11の評価についてお答えください。	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	わからない／経験がない
	5	4	3	2	1	
1. 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載のわかりやすさ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 拒絶査定の記載のわかりやすさ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 条文の運用に関して						
3-1. 第29条第1項柱書 （産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否かの判断）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-2. 第29条第1項各号（新規性）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-3. 第29条第2項（進歩性）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3-4. 第36条第4項1号、第36条第6項 （明細書・特許請求の範囲の記載要件）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 判断の均質性について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4-1. 第29条第2項（進歩性）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4-2. 第36条第4項1号、第36条第6項 （明細書・特許請求の範囲の記載要件）	☐	☐	☐	☐	☐	☐
(4-2. に関する自由記入欄。実施可能要件、サポート要件、明確性のどの判断に関する評価であるか特があれば記入してください。)						
5. 先行技術文献調査に関して						
5-1. 国内特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-2. 外国特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5-3. 非特許文献等の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6. 審査官の技術等に関する専門知識レベル	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	☐	☐	☐	☐	☐	☐
(7. に関する自由記入欄)						

8. 審査を通して付与された特許の権利範囲について (出願の開示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているか)				
9. 特許審査の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、下記から選択してください(複数可)。 また、他国の特許庁より優れていると感じる点が特にない場合には、「特に感じる点はない」をチェックしてください。				
☐ 先行技術文献調査 ☐ 拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ ☐ 新規性・進歩性等の判断 ☐ 審査官の技術理解力 ☐ 電話、面接等における審査官とのコミュニケーション ☐ その他(具体的な内容を下記自由記入欄にご記入ください) ☐ 他国の特許庁で審査を受けた経験がない／わからない ☐ 特に感じる点はない				
(9. に関する自由記入欄)				
10. 特許審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ(複数可)、優れていると感じた点を自由記入欄に記入してください。 また、他国の特許庁の方が優れていると感じる点が特にない場合は、「特に感じる点はない」にチェックを入れてください。				
☐ 米国特許商標庁 (USPTO) ☐ 欧州特許庁 (EPO) ☐ 中国国家知識産権局 (CNIPA) ☐ 韓国特許庁 (KIPO) ☐ その他(国名も自由記入欄に記載してください) ☐ 他国の特許庁で審査を受けた経験がない／わからない ☐ 特に感じる点はない				
(10. に関する自由記入欄)				
11. 日本と他の国／地域とで同様の範囲の権利を取得しようとするときに、日本国特許庁の審査結果が出されてから他の国／地域の特許庁でより適切な引用文献が新たに提示される頻度について、どのように感じていますか。				
	より適切な引用文献が ほとんど提示されない	より適切な引用文献が ときどき提示される	より適切な引用文献が よく提示される	わからない／ 経験がない
I. 米国特許商標庁 (USPTO)	☐	☐	☐	☐
II. 欧州特許庁 (EPO)	☐	☐	☐	☐
III. 中国国家知識産権局 (CNIPA)	☐	☐	☐	☐
IV. 韓国特許庁 (KIPO)	☐	☐	☐	☐
V. 上記以外の主要な出願先国・地域 (国／地域名:)	☐	☐	☐	

その他、特許審査の質に関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の自由記入欄に記入してください。

（上記 1 ～ 8 の項目で、「 1 ：不満」又は「 2 ：比較的不満」をご回答になった理由や、1 ～ 11 の項目に関する追加のご意見・ご要望がございましたら、当欄に併せて記入してください）

【 2 】その他

その他、ご意見・ご要望がございましたら下記の自由記入欄に記入してください。

（自己や他者の個別案件に関するご意見や、本調査の様式等の本調査の手続等に関するご意見等をご記入ください。

なお、個別案件についてのご意見を記入する場合には、担当審査官へのフィードバック可否についても併せてご記入ください。）

（自由記入欄）

【B票】 特定の国内出願における特許審査の質について

* 出願番号

(発明の名称)

・上記出願の審査に対する評価に関し、下記【1】～【3】についてご回答ください。

【1】担当審査官にも具体的な課題を把握させて、審査の質を向上させるため、回答内容を担当審査官にフィードバックさせていただきます。

☐ 担当審査官へのフィードバック不可

【2】本件特許出願の特許審査の質についてどのように感じていますか。

満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満
5	4	3	2	1
☐	☐	☐	☐	☐

①上記【2】にて「5」または「4」にチェックをされた場合、

満足した点を以下の項目から選択してください(複数可)。また、具体的な理由を下記の自由記入欄に記入してください。

- ☐ 拒絶理由通知／拒絶査定記載のわかりやすさの点
- ☐ 新規性・進歩性に関する判断が適切である点
- ☐ 先行技術文献調査範囲・先行技術文献調査結果が適切である点
- ☐ 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションの点
- ☐ その他（具体的な内容を下記自由記入欄に記入してください）

(自由記入欄)

②上記【2】にて「2」または「1」にチェックをされた場合、

1. 具体的にどの手続に不満があったのかをⅠ欄に記載の手続から選択してチェックし（複数可）、
2. チェックした各手続のどの点に不満があったのかを以下のA～Gから選択してⅡ欄にチェックしてください（複数可）。
3. Ⅰ欄及びⅡ欄の項目をチェックせずに、自由記入欄に不満の具体的な内容を記入していただいてもかまいません。

Ⅰ欄

- ☐ 最初の拒絶理由通知
- ☐ 最後の拒絶理由通知
- ☐ 特許査定
- ☐ 拒絶査定

Ⅱ欄

A	B	C	D	E	F	G
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

- A：拒絶理由通知／拒絶査定の記事のわかりやすさの点
 B：第29条第1項柱書(産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否かの判断)
 C：新規性・進歩性を欠いている理由についての判断の点 ⇒ 4－1. にもご回答ください
 D：記載要件（第36条第4項第1号、第36条第6項）を満たしていない ⇒ 4－2. にもご回答ください
 とする理由についての判断の点
 E：先行技術文献調査範囲・先行技術文献調査結果の点 ⇒ 4－3. にもご回答ください
 F：面接、電話等における審査官とのコミュニケーションの点
 G：その他（具体的な内容を下記自由記入欄に記入してください）

(自由記入欄)

4. 上記2. でチェックした具体的理由について、下記4－1. ～4－3. にご回答ください。

4－1. 上記2. でC（新規性・進歩性）をチェックした場合には、その不満の内容を下記のとおり以下から選択してください。

	最初の拒絶理由通知	最後の拒絶理由通知	拒絶査定
引用文献の認定	☐	☐	☐
一致点・相違点の認定	☐	☐	☐
組合せの動機付け・組合せの阻害要因	☐	☐	☐
設計変更等*についての判断	☐	☐	☐
周知技術についての判断	☐	☐	☐
その他（具体的な内容を下記自由記入欄に記入してください）	☐	☐	☐

* ①公知材料の中から最適材料の選択、②数値範囲の最適化又は好適化、③均等物による置換、④設計変更や設計的事項の採用

(自由記入欄) 差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

4－2. 上記2. でD（記載要件）をチェックした場合には、その不満の内容を下記のとおり以下から選択してください。

	最初の拒絶理由通知	最後の拒絶理由通知	拒絶査定
実施可能要件に関する判断	☐	☐	☐
サポート要件に関する判断	☐	☐	☐
明確性要件に関する判断	☐	☐	☐
プロダクト・バイ・プロセスクレーム（PBP）に関する判断*	☐	☐	☐
その他（具体的な内容を下記自由記入欄に記入してください）	☐	☐	☐

* 上記「プロダクト・バイ・プロセスクレーム（PBP）に関する判断」にチェックする場合には、「明確性要件に関する判断」のチェックボックス欄には、チェックしないでください。

(自由記入欄) 差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

4－3. 上記2. でE（先行技術文献調査）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。

- ☐ 国内特許文献の調査
- ☐ 外国特許文献の調査
- ☐ 非特許文献等の調査

（自由記入欄）差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。

③本件特許出願の特許審査の判断についてどのように感じていますか。

（自由記入欄）差し支えがなければ、具体的内容をご記入ください

**【3】 その他、追加のご意見・ご要望等がございましたら併せてご記入ください。
他の個別案件についてのご意見でも構いません。**

（なお、他の個別案件についてのご意見を記入する場合には、担当審査官へのフィードバック可否についても併せてご記入ください）

（自由記入欄）差し支えがなければ、具体的内容をご記入ください。

【C票】 PCT出願における国際調査等の質全般について

* 記名または無記名のいずれの回答を希望するかご回答ください。

- ☐ 記名で回答する
☐ 無記名で回答する

* 無記名での回答は、メールアドレス等により回答者が特定される場合であっても、無記名でいただいた回答として集計いたします。

お名前		ご連絡先 (Tel)	
-----	--	------------	--

* ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上（記名でのご回答を希望された場合のみ）、

下記【1】～【2】の問いに**2018年度の国際調査等のご経験に基づいて**お答えください。

* なお、ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただくことがございます。

【1】国際調査等（国際調査報告（様式210）・見解書（様式237）・予備審査（様式409））の質全般について

	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	
①2018年度の国際調査等の質全般についてどのように感じていますか。	☐	☐	☐	☐	☐	
②2018年度の国際調査等の質に関し、 各項目1～9の評価についてお答えください。	満足 5	比較的満足 4	普通 3	比較的不満 2	不満 1	わからない/ 経験がない
1. 国際特許分類の精度	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2. 除外対象*に関する判断 * 数学理論や事業活動、情報の単なる提示などにより調査の除外となったもの	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3. 単一性違反に関する判断	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4. 新規性・進歩性に関する判断	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5. 新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6. 国際調査等における判断の均質性について	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6-1. 進歩性に関する判断	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7. 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性について (日本国特許庁が行った国際調査等での判断と、日本国への国内移行後の判断との間で一貫性があるか)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8. 先行技術文献調査に関して						
8-1. 国内特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8-2. 外国特許文献の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8-3. 非特許文献等の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐

9. 日本国特許庁を国際調査機関として指定し、国際調査機関としての見解を得てから各国の国内段階に移行したときに、他の国／地域の特許庁でより適切な引用文献が新たに提示される頻度について、どのように感じていますか。

	より適切な引用文献が ほとんど提示されない	より適切な引用文献が ときどき提示される	より適切な引用文献が よく提示される	わからない／ 経験がない
I. 米国特許商標庁 (USPTO)	☐	☐	☐	☐
II. 欧州特許庁 (EPO)	☐	☐	☐	☐
III. 中国国家知識産権局 (CNIPA)	☐	☐	☐	☐
IV. 韓国特許庁 (KIPO)	☐	☐	☐	☐
V. 上記以外の主要な出願先国・地域 (国／地域名 :)	☐	☐	☐	

その他、国際調査等の質に関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の自由記入欄に記入してください。

(上記 1 ～ 8 の項目で、「1 : 不満」又は「2 : 比較的不満」をご回答になった理由や、1 ～ 9 の項目に関する追加のご意見・ご要望がございましたら、当欄に併せて記入してください)

【2】その他

その他、ご意見・ご要望がございましたら下記の自由記入欄に記入してください。

(自己や他者の個別案件に関するご意見、他国の国内段階での審査・調査結果に基づくご意見、本調査票の様式等の本調査の
手続に関するご意見等をご記入ください。

なお、個別案件についてのご意見をご記入いただく場合には、担当審査官へのフィードバック可否についても併せてご記入ください)

(自由記入欄)

【D票】 特定のPCT出願における国際調査等の質について

* 国際出願番号

・上記出願の国際調査等（国際調査報告(様式210)・見解書(様式237)・予備審査(様式409)）に対する評価に関し、下記【1】、【2】、【3】についてご回答ください。

【1】担当審査官にも具体的な課題を把握させて、審査の質を向上させるため、回答内容を担当審査官にフィードバックさせていただきます。

☐ 担当審査官へのフィードバック不可

【2】本件PCT出願の国際調査等の質についてどのように感じていますか。

満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満
5	4	3	2	1
☐	☐	☐	☐	☐

①上記【2】にて「5」または「4」にチェックをされた場合、

満足した点を以下の項目から選択してください(複数可)。また、具体的な理由を下記の自由記入欄に記入してください。

- ☐ 国際調査報告・見解書等の記載のわかりやすさの点
- ☐ 新規性・進歩性に関する判断が適切である点
- ☐ 先行技術文献調査範囲・先行技術文献調査結果が適切である点
- ☐ その他（具体的な内容を下記自由記入欄に記入してください）

(自由記入欄)

②上記【2】にて「2」または「1」にチェックをされた場合、

1. 具体的にどの手続に不満があったのかをⅠ欄に記載の手続から選択してチェックし（複数可）、
2. チェックした各手続のどの点に不満があったのかを以下のA～Eから選択してⅡ欄にチェックしてください（複数可）。
3. Ⅰ欄及びⅡ欄の項目をチェックせずに、自由記入欄に不満の具体的な内容を記入していただいてもかまいません。

Ⅰ欄	
☐	国際調査報告(様式210)／見解書(様式237)
☐	予備審査(様式409)

Ⅱ欄				
A	B	C	D	E
☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐

A：国際調査報告・見解書等の記載のわかりやすさの点 B：新規性・進歩性を欠いている理由についての判断の点 C：単一性に関する判断の点 D：先行技術文献調査範囲・先行技術文献調査結果の点 E：その他（具体的な内容を下記自由記入欄に記入してください）	⇒ 4－1．にもご回答ください ⇒ 4－2．にもご回答ください
（自由記入欄）	
4．上記2．でチェックした具体的理由について、下記4－1．～4－2．にご回答ください。	
4－1．上記2．でB（新規性・進歩性）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。	
国際調査報告(様式210)／見解書(様式237) 予備審査(様式409)	
引用文献の認定	☐ ☐
一致点・相違点の認定	☐ ☐
組合せの動機付け・組合せの阻害要因	☐ ☐
設計変更等*についての判断	☐ ☐
周知技術についての判断	☐ ☐
その他（具体的な内容を下記自由記入欄に記入してください）	☐ ☐
* ①公知材料の中から最適材料の選択、②数値範囲の最適化又は好適化、③均等物による置換、④設計変更や設計的事項の採用	
（自由記入欄） 差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。	
4－2．上記2．でD（先行技術文献調査）をチェックした場合には、その不満の内容を以下から選択してください。	
☐ 国内特許文献の調査	
☐ 外国特許文献の調査	
☐ 非特許文献等の調査	
（自由記入欄） 差し支えがなければ、不満と思われる具体的内容をご記入ください。	
【3】 その他、追加のご意見・ご要望等がございましたら併せてご記入ください。 他の個別案件についてのご意見でも構いません。 （なお、他の個別案件についてのご意見を記入する場合には、担当審査官へのフィードバック可否についても併せてご記入ください）	
（自由記入欄） 差し支えがなければ、具体的内容をご記入ください。	